

議 事 録

平成 2 5 年第 3 回定例会

[一般質問]

平成 2 5 年 9 月 1 2 日 (木)

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (9 : 30)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 7番 福本秀昭議員
福本議員	おはようございます。 秋の実りの時期を迎えまして、9月をご案内のように防災月間でもございます。 二百十日、二百二十日という中で、今後台風等が来なければ、実りの秋は保証されるものだというふうに喜んでおるところでございます。 併せて、去る8日の日曜日には、東京オリンピックの2020年開催が決定をいたしました。この朗報をですね、やはり日本を挙げて喜んでおられるものだというふうに思っております。 ただ、東北の被災地、また福島原発の、まだ汚水問題等が解決しないままに、果たして東京、中央だけが喜んでいいものか、そういった疑念も持ちながら、しかし、東京をやはり拠点として全国に、やはり喜び合うということも、復興に繋がる第一歩かなと、そういった思いもいたしておるところでございます。 では、本題の一般質問に移ります。 通告に従いまして、まちづくりについてということで、1つは財政問題、2つ目はコミュニティ問題、3つ目はボランティア問題ということで、順次質問をしていきたいと思っております。 まず、財政に向けての実践をとということで、合併後9年目を迎えた本町の予算は、果たして安定した予算額で推移してきたのかと、尋ねてきたわけでございますが。 これまで責任をもって慎重に対応してきたと、執行部の答弁をこれまでいただいてきたわけでございます。 9月の補正の報告がございましたように、125億、補正総額含めてですね、予算額が125億になっておるわけです。 これは、他の自治体と比較いたしまして、人口がベースになりますけれども、ややボリュームの大きい予算額ではないかなというふうに、私自身は思っております。 しかし、町民の中にはですね、やはり「町が、それだけうまくやっておれば結構たい」と、そういった意見もあるわけです。 確かに執行部で顔色が変わるわけでもないし、慌てられるわけでもないし、そこはやはり先に申しましたように、慎重に対応して来られたということで、そこにはしっかりした信頼というものがあるんだというふうに思っておるわけでございます。 合併後、もう何回も申し上げますけれども、新町建設計画のハード事業が取り組みができたわけです。それはとりもなおさず合併特例債という恩恵をですね、活かしながらの事業が進められたということで、私たちは、このことは決して忘れてはならないし、私自身本当に喜んでおるところでございます。 しかし、今後もまだ財政が必要とする事業が残っておるわけです。例えば、多目的運動公園とか夜須地区においては町営住宅の改築の問題、最近では座談会等で、美和みどりの改修が必要ではないかという意見も出ておったようでございます。 いずれにいたしましても、やはりそういった要望に応えていくためには、やはり財政というものの裏付け措置が必要になって来るわけです。

	そういうことで、やはり町長としても事業は、やはり町民のために応えてやりたいという思いはあってもですね、やはり予算額が将来に向かって安定した数字で進めていくということも、町長は考えてあるかもしれませんがですね、それが必要だろうというふうに思うわけでございます。 そこで、町が目指す財政安定化の見通しはどのように考えてあるのかということで、まずお尋ねしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	おはようございます。私のほうからお答えさせていただきたいと思います。 議員が確かに言われますようにですね、大きな事業を控えておる。また、今日まで大きな事業をしてきた、これも事実でございます。 これから先の財政の安定的な見通しについてということでございますけれども、やはり安定的に財政運営ができることは、担当課としても非常に望ましいということは考えております。 しかしながら、やはりこの財政を安定的に運営するためにはですね、一番やはり基本となるのは国の動向であるというふうに思っております。 やはり本町におきましては大きな交付税、普通交付税、それから、それ以外の交付金、そういったものに頼っておるのが実態でございます。 それから、歳出におきましては、やっぱり住民のニーズもございます。制度の変更とか、他の一部事務組合への繰り出し、扶助費の増高とかですね、そういったいろんな要因がございまして、なかなかこれを安定的にというのは非常に難しいところがあるわけでございます。 そういった中で町としましては、中期的な財政計画を立てております。これにつきましては、町の総合計画の実施計画等とリンクしながら立てておるわけでございます。そして、先5年程度を見通しながら財政計画をし、行政運営をやっておる状況でございまして、このことにつきましては、2年ほど前でございましたでしょうか、議員の皆様方にも一応この財政計画等の説明を申し上げたわけでございますけれども、また、来年2月頃にはですね、この見直しをして、またご報告をしたいと思いますが、そういった状況で、できるだけ有効な財源等の活用しながら運営をしていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	今、課長から説明がございましたけれども、これまで町長も慎重にということでしょうから、同じ考えだろうというふうに思っております。 皆さんもご案内かとも思いますけれども、エンゲル係数ということ、もうご存じだろうと思います。これは、ドイツの学者がですね、統計学者ですけども、やはり家庭における経済安定度指数を示す消費額総額に対して食料費が占める割合をですね、それによって家庭の経済が安定するという、1つの指数評価ということでございます。 それで、町においても、やはり性質別歳出の中でですね、もちろん義務的経費もございますし、その中で扶助費、そういった諸々の歳出額が、やはり当然額が大きくなれば、それだけ町としては、投資的割合が高いと豊かさが鈍ると申しますか、やはり投資をやろうとすれば、そこに必要不可欠な経費を極力抑えながら、投資に向けていくということであれば、町も元気に繋がってくるだろうというふうに、単純に思うわけです。 しかし、この義務的経費なり扶助費というのは、これはもう避けて通れない負担になっておるわけです。そういうことからですね、エンゲル係数をちょっと引用したということでございます。

	今はあまりエンゲル係数の話題はもちろんないわけですが、とにかく町が先鋒として行動していくには、やはり投資的予算枠というものも必要だということが言いたいわけです。 これまでですね、町として、歳出の課題はどのように考えてあるのか、また、その改善とか見直し等ができるということであれば、その辺について課長からお答えいただければと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 歳出の課題、いろいろあろうかと思います。 財政課で1つ思っておりますことは、一番大きな課題としては、やはり借金の問題、この部分がですね、議員も冒頭申されましたように、いろいろな合併して大きな事業を取り組んできました。その結果として、借金を抱えておるといのも事実でございます。 しかしながら、この借金につきましても借入等の制限をしながらですね、着実に減少してきておる。これは、一昨日の健全化判断比率の中でもご報告を申し上げましたようにですね、一応平成27年度にありました借金の額を大体170億円台というような形で目指しておりました。一番ピーク時が192億円、これは平成22年度でございます。 普通会計の借金残高でございますが、これを大体27年度に170億というふうを目指しておりましたが、25年度末、来年春にはこの170億円台に入るということで、2年前倒しで入ってくるというふうに申し上げたと思います。そういう状況でございます。 また、全体的な借金につきましても、全会計合わせますと、24年度末で345億ほどございます。ピーク時は、23年度末がピーク時でございました。353億円ほどございましたが、これにつきましても8億4千万ほど減少してきておるといようなことで、減少傾向にあると、はっきり言えるのではなかろうかというふうに思っております。 あと心配しますことは、まだこれから大きな事業がございますので、財政計画を立てる中においてですね、そういったことも考えながらしていかなきゃならないと考えておるところでございます。 それと、これから先、合併に伴う特例措置でございます普通交付税のですね、特例措置がなくなってくるという事実がございます。 そういったこともございますので、そういったことも加味しながら計画を立てていかなきゃならないということ。それからあと、施設の老朽化に伴いまして、こういったものの整備等がですね、どうしてもやっぱ出てくるのではなかろうかと。 今も少しずつはですね、補修はしておりますけれども、大規模な補修も必要になってくるのではなかろうかというふうに、庁舎等のですね、そういった補修等が出てくるのではなかろうかというふうに思っております。 それから、扶助費の問題、これは、合併してですね、ずっともう増加傾向でございます。 普通建設事業等とかにつきましてはですね、増加したときもありますけど、減少したときもあるという状況の中で、扶助費だけはずっと右肩上がりが増えてきておるとい状況にある。今後もこれは、そういう状況に行くのではなかろうかというふうに考えております。 そういった辺りがですね、主に今考えますと、課題ではなかろうかと思っております。以上でございます。

議 長	福本議員
福本議員	確かに、これからの歳出という中で、いろいろな事業が目の前にあるんだというお話でございますが。 確かに、私は、歳入の件もしっかり、反面考えなきゃなるまいというふうに思うわけです。 予算編成あるいは予算措置する中で、どうしてもやっぱり自主財源なり依存財源、そういうものをやっぱりフル活用ということだろうと思います。 その中でも侮れないのは臨時財政対策債、これは、トータルで累積額は、ちょっと間違ったら失礼なんですけど、50億ぐらいなっておると思います。25年度は5億6千万の計上がなされておると思うわけです。 そういうことで、この臨時財政対策債というのは、国は1千兆円の借金になったと、1千兆円になったという報道もなされておったわけです。これは、もちろん国と地方と合算額になるわけですが。 その地方の分の中に臨時財政対策債の分も加わっておるということでしょうか。果たしてこれが間違いなく戻ってくるものか、その点、課長からお答えいただきたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 臨時財政対策債につきましては、24年度末で48億8千万ほどございます。 これにつきましては、国の借金の中に入っておるのか。国の借金というのは1千兆円、確かに今現在、あるということをお聞きしております。 そういったものをすべて含んだ中においての借金であろうかというふうに思っております。 それから、確実に返ってくるかという点、通常これは普通交付税として交付していただかなきゃならないものを、国が現金で町に交付しきらないから借ってくださいと、借金してくださいという形のものでありますから、100%戻ってくると。今の制度の中では戻ってくるというふうになっておりますし、そう信じております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	安心しました。 確かに他町村もですね、この臨時財政対策債に対する期待度というのが、非常にどこも高く評価してあるようでございます。 次に、町長にお尋ねさせていただきたいと思います。 公債費の軽減を図るため、公的資金補償金免除の繰上償還を行い、実質公債費比率の高い地方自治体において、国など公的機関から借りた高利率の地方債を補償金なしで繰上償還できることとなり、将来の財政健全化を図るものです。そのためには財政健全化計画を定め、国の承認が必要です。ということになっておるようですが。 これもやはり安定財政の一例ということでもいいものか、それと併せてですね、町長はよく身の丈にあったという持論で述べられるわけです。そのことは、今なお貫かれておるというふうに判断しております。 併せてですね、将来安定財政の実現に向けて、町長はやっぱりしっかりしたトップでもあるし決断も必要だろうと思うわけです。 それには、私も、これもはっきりしたことじゃないかもしれませんが、なんか財政安定化計画の指標等が、なんかそれでいろいろ町民の方に見てもらい安心していただくと、将来が安心していただくということに繋がっていくだというふうなことですけど、この点含めて、町長の最後のご決断をいただきたいと思います。

議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 基本的な考え方を少し述べさせていただきたいと思います。 健全財政と町の活性化を両輪で推進していく、これが私、2期目の町政を受けさせていただいた決意でございます。 具体策につきましては、財政課長が述べたとおりですが、私の考え方を3点述べたいと思います。 まず、根本問題は人口問題だと考えます。 急速な人口減少は財政問題を深刻化させ、町の活力のマイナス要因になると考えます。そのためにこそ、魅力ある町をつくることだと考えます。 そのための投資予算は必要です。インフラ整備として上下水道は必須だといえます。また、執行においても創意工夫が必要です。 国県の制度と民間活力を活用した、一例を申し上げます。 本年4月から篠隈保育所を民営化いたしました。もちろん保育の内容を検討しながら、3年間の試行期間を経て民営化したものです。 そのことによりまして、町の負担金が年間約6千万円削減できました。これは、民営化したことにより、国県から負担金が交付されるため、その分町の経費が削減できたわけでございます。 その削減できた財源をもって、新たに白梅保育園の町の負担金約、年間1,700万円程度でございます。が、充当できますし、そのことによりまして、今年の4月時点で待機児童をなくすことができました。 また、先ほどから質問をいただいております合併特例債という、有利な借入金を本町は活用しております。 先ほどの篠隈保育所の建設にしましても、合併債の活用です。建設費が約4億円、その3分の2は、先ほど心配もされましたけれども、交付税で措置されました。で、すべて終わりました。 このことから合併特例債は、新町建設計画を延長してでも積極的に活用したい、これが方針でございます。 2点目は、国に対しまして、合併市町村の交付税一本化算定の見直し要望でございます。これは、極めて深刻でございます。 先ほど財政課長も言っておりましたが、本町の試算でも5億から6億の交付税削減になるということになれば、かなりの団体がですね、自治体が、財政が窮してまいります。 そのことについて、かなり共通認識をもつようになってまいりましたので、ひとつ大きなうねりを作っていきたいと。ぜひ、これにつきましては、道州制問題と併せて自治体が連携しまして、議会共々国に働きかけをしていく必要があると考えております。 3点目には、自治体の身の丈と申しますか、財政規模、体力に応じた施策の推進が重要であります。その判断として、客観的な判断が必要であります。 平成18年度に北海道の夕張市の財政破綻が発覚いたしました。そのことを受けて、地方公共団体の財政の健全化に対する法律が平成21年度に全面施行されました。この健全化法に基づく数値はすべての会計との連結であり、財政規模に応じた分析数値であります。 結果は、本定例会初日に報告したとおりでもございます。一言で申せば、本町財政は、厳しさはあるものの健全であるという状況でございます。 本町財政構造の特徴でもあります借入額については、特に留意しております。ほとんどが償還時に交付税措置がなされるものであり、その分析が実質公債費比率、将来

	負担比率として算定し報告したところでもございます。この数値は、全国どの自治体とも比較できるものでもあります。 また、本町は、国の指導の前に、公会計の財政分析に取り組んでおります。この結果も毎年議会のほうに報告をさせていただいておりますし、近いうちに国のほうも、全国統一の公会計が算定されまして、比較されるようになるように聞いております。 私は、このような数値をいつも念頭に置いて施策を推進していく、これが私の決意でございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	最後に町長から、3点についてお答えいただいたわけですが。 確かに、個別に取り上げてみますと、いろいろ努力されておるといのは十分伺えるわけでございます。 今後でもですね、やはり目標を持って、なおまい進していただきたいと期待するところでございます。どうかよろしく願いいたしたいと思います。 では、2番目の質問に移ります。 コミュニティ活動の具体化はということで、コミュニティ活動の推進にあたっては、呼びかけの手段として、その一例ですが、「あなたはどんな町に住んでみたいと思いますか」、「今生活している地域が、住んでみたい地域になるためには、どのように変わればいいと思いますか」、「そのために自分ができることは何だと思いますか」、「こうなっていると便利なのに、こうなっていれば使いやすいのにといい、普段の生活で不便に思っていて、自分が良くしたいと思うところを考えてみては」、「地域ではどんな活動が行われているか分かりますか」、「地域で行われている活動を活発にするために何が必要だと思いますか」、「住んでみたい地域になるためには、地域にどういった活動が必要で、自分ができる活動について考え、自分たちが地域をどうしたらいいのか。どういう地域になってほしいのか、一人ひとりそういった思いを自分が良くしたいと思っているところを話し合って、1つのまとめたものが、地域コミュニティ計画ではないでしょうか」といい、お話を受けたわけです。 地域での協働の姿を想像したときに、これまでも地域の協働に対する考えが、十分に浸透していない反省を、私たちもあるわけですが、なぜ地域での取り組みが進展しなかったのか、この点について、まず、担当課長にお答えいただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 まず、1つでございます。 筑前町の特徴としましては、コミュニティという構想ございました。しかしながら、小学校区を単位とするようなイメージの区割りに対しまして、筑前町の特徴としましては、各行政区、こちらの組織がしっかりとしたコミュニティということで現存し、また、うまく回転しておるとい実態がございます。 したがって、校区を中心としましたコミュニティ活動とすべき具体的な課題、先ほど議員さんがおっしゃいましたような、もっとこうなったら自分の地域はいいなと、この地域における今の課題というのがどんどん変わってきているのに、どうしてここに手を当ててもらえんだろうというふうなところ、この部分というのは、今、行政区のほうでしっかり取り組んでいただいております。それに対して、行政としましてもお応えできるべき努力をしておると、そういうふうな実態がございます。 というふうなことがございまして、なかなかその課題に対する解決、緊急性、必要性ということで、校区に持って行くという集約力というのが、なかなか実感としては住民の方の部分に広がっていないのではないかと、そういうふうな分析をしております。以上です。

議 長 福本議員	福本議員 今、課長からご説明がございましたように、確かにですね、行政と末端の分館と言ったほうが早いと思いますけれども、やはりそこに私は温度差があるのではないかなと、現段階ではですね。 それで、最終的にやっぱりそれを近づけるために、こういった手段を講じていくかということは、もうこのコミュニティの推進計画が立派なものができております。 この中でですね、やはり気になるのは、当然かもしれませんが、協働ということがですね、強くやっぱり取り上げてあるようです。 協働と言えばボランティアというふうに、すぐ言いたくなるんですけれども。やはりコミュニティの考えの中に、いわゆる共助、公助、自助ですか、そういった、反対になりましたけれども、そういうことが基本になるんだというふうに思うわけです。 また後で、次の質問になろうかと思えますけれども。 担当課がですね、やはりどうしても企画課が窓口だと。以前は総務課が担当された時期もございました。それは当然、少年大使館ができる時点で、いろんな町としての対応の判断だっただろうというふうに思います。 実際矛先は生涯学習課が分館を対象にして、いろんな年間行事とか、いろんなことについてお話がされてきておるわけです。 そういったことで、やはりしっかり連携をしていくべきではないかなというふうに思うわけです。 それと、できたならば、出前的に各分館に足を運んでいただいて、やはり分館活動が、本当に実を結んだ活動になっておるものか、そういった診断をしながらですね、やっぱり新たな計画に助言、サジェスチョン（提案）していくということがきわめて大事なことだろうと思います。 そうしないと、これまで反省はございましたけれども、やはり校區別に先取りということじゃないんですけれども、一足先にそっちに目が向くとですね、やはり末端の部分が、若干ついていくのがちょっといかがかなと。意識の面も含めてですね。 それで、やはりそういった地域の分館にですね、やはり指導をしていただくと。そして、やっぱり一言でも私は、レベルが上がっていけばですね、私は、それは成功だと。 成功という言葉は不適格かもしれませんが、そういった捉え方で根気強くですね、この問題は取り組んでいただきたいなということと、併せて今さっき申し上げましたように、連携をですね、各課との連携を密にして、情報を共有するということがきわめて大事なことはないかなと、これを進めていくうえでですね、大事ではないかなというふうに思うわけです。 そういうことができればなということですが、もう一度答弁を、課長にお願いします。
議 長 企画課長	企画課長 お答えいたします。 コミュニティ、協働というキーワード、非常に今から重要な部分でございます。 やはり住みよいまちづくり、住んで良かったまちづくりとするためには、やはり地域と行政がタイトなパートナーシップをもちながら、段階的に住みよいまちづくりを着実に進めていくと。そのためには自治組織の充実というのが必要不可欠だというふうに考えております。 自治組織、地方自治組織と申します中には、やはり行政区というものが現状の中では大きなものでございます。その行政区の中で1つの分野として分館活動というのがあるというふうに認識しております。

	私どもも各コミュニティということで、行政区のほうにやっていただきたい仕事としてどういうものがあるかというふうなことで、各課の部分を集約したりしまして、ご提案という形でですね、これがいいですよということではなくて、こういうメニューもございますよと。この中で住民の方たちの必要とするもの、私たちの今身の回りの課題というものを見つけていただいて、それを自分たちは進めていきたいと。 まずは、どうしていったらいいだろうかと、というふうな気づきからまずは入っていただければというふうなことで考えております。 そのためには、お呼びいただいたらですね、分館の出前講座というふうな形でも、たくさん生涯学習課のほう準備しております。住民に密着したいろんなテーマということですね、ございますので、どしどしそこら辺についてはですね、ご要望ということで、出前講座の申し込みをいただければと考えております。 もし講座のメニューにない分でもですね、こういったふうなことで話してほしいというふうなことでございましたら、また担当の課のほうが出向いて行ってお話をするということは、十分可能だと思っていますので、よろしく願いいたします。
議 長	福本議員
福本議員	この件については、いわゆるコミュニティの問題についてはですね、議員間で、自由討議で協議もさせていただいたわけです。 その中で一番大事なところはですね、今、私も述べましたがけれども、やはりいきなり校区でまとめていくということには無理があると。やはり分館で、地域の分館で、行政ごとの分館である程度意識の改革と言いますか、そういうものがある程度進んだ中で、その次のステップとしてですね、やはり校区に格上げと言いますか、そういう広域な取り組みにつなげたほうがいいんじゃないかというお話でございました。 まだ、これも最終的結論が出たわけでもございませぬけれどもですね、この点は今申し上げましたように、根気強くよろしく願いたいと思います。 では、最後の質問に移ります。 ボランティア活動推進計画が具体化されているが、日本人はボランティア活動に対して消極的であるといわれています。人のためといっても自己満足に過ぎないから偽善的にいやだ。でしゃばり、お節介に見られたくない、特別な活動をしなくても地域で助け合っていればいいと。自分1人で何をしても世の中が変わらない。本来は行政がやるべきことを手伝うのはおかしいと。しかし、グローバルリズムの進展によって、日本の多くのコミュニティでは多文化、共生が重大な課題になっています。 同じ日本に生まれ育った人たちの間でも、世代や所得、居住する地域など違いによって価値観や暮らし方の多様化が進み、利害の対立や社会的疎外の問題などが目立ってきています。 高齢化や過疎化、都市における人と人とのつながりの希薄化などにより、くらしの安全が脅かされるような出来事も相次いでいます。 例えば自己満足に過ぎなくても、でしゃばりと言われても、自分から行動を起こして、周囲にかかわりを作っていかなければ、人と人との断絶が増すばかりで、しかもそこで生じる問題は、これまでのように、行政の誰かが解決してくれるのではなく、自分たちで何とかしなければならなくなってきたわけです。 バブル時にはモノやお金や豊かさを求めて、便利な社会をつくってきたと言い張って、気づいてみると、何でも自己責任の世の中に生きる羽目に、起こっているのかもしれない。 ボランティア活動に対していろいろな意見をもってあるが、前向きに考えに対して、自己中心的も含めた多種多様な混住社会の現状です。 専門家はこのように記述されておりました。 そこで、ボランティア活動はまさに基調で崇高なる行動だと思っています。

	そこで、本町のボランティア活動の実態を、まず教えていただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ボランティアの実態ということでございます。 福祉関係のボランティアにつきましては、従来から社会福祉協議会が事務局となられまして、ボランティア連絡協議会という組織が立ち上がっております。 お互いの活動につきまして情報を交換されまして、交流、協力、連携を深められるというネットワークができております。 毎年ボランティアのつどいというふうなことでですね、議員の皆様もご出席と思っておりますけれども、開催されておまして、お互いのボランティア活動のお知らせ、また新しいボランティアの方ということで、お出でになられませんかというふうなご案内を含めて活動をされております。 その他にも生涯学習課でありましたり、こども課でありましたり、福祉課でありましたり、環境防災課でありましたり、教育課でありましたりということで、各部署、部署によってボランティアのスタッフさん、ご協力をいただきながら、住民の方との協働のまちづくりの推進をさせていただいております。 もちろん窓口としましては、私ども企画課のほうでいろんな相談を受けましてですね、各課で携わっているボランティア活動の情報提供をし、また必要であれば関係課のほう等を紹介しながら、連絡を密にして対応していくと、そういうふうな実態でございます。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	企画課ではですね、このボランティアの関係の問題で、他町村に出向かれたということだろうと思っておりますけれども、その点の収穫と言いますか、筑前町との違い、そういった主なものが分かれば教えていただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	25年、今年の3月にボランティア活動推進計画を策定させていただきました。 25年度、今までこの具現化につきましてですね、いろいろ調査研究をさせていただいております。 その中で、やはり他市町村の活動というのが一番のお手本ということで、参考になる事例、たくさんございます。 というふうなことで、太宰府市でありましたり、宗像市、近くでは大刀洗町というふうなことで視察をさせていただいております。 ここ辺の視察につきましても、社会福祉協議会というふうなボランティアの連絡協議会、以前から活動を活発にされております。社会福祉協議会と一緒に私ども企画課、視察研修をさせていただいております。 例えば近隣の状況ですけれども、大刀洗町というところでは、近くでございますけれども、平成16年に社会福祉協議会がボランティアセンターを設立、運営されております。ボランティア担当職員として嘱託職員が1名配置をされておるというふうなことです。 内容は、あらゆるボランティアに関する相談、受付などのコーディネーター、それからボランティア育成講座、各種研修会の開催、それから情報誌の発行などが行われておるということでございます。 その他にもボランティア団体なり個人なりが活動しやすい支援といたしまして、活動拠点として社会福祉協議会がありまして、そちらの会議室並びに備品の一部につきましても無料で貸し出しをしておるというふうなことで、ボランティア活動を積極的に支援されているという内容を、先日勉強させていただいたところでございます。以

	上です。
議 長	福本議員
福本議員	確かにこの冊子、推進計画が最新版だろうというふうに思います。 大刀洗、宗像、太宰府に行かれて、この中でも謳ってありますけれども、やはりコーディネーターが必要だと。 行政がですね、行政が取り仕切るんじゃなくて、やっぱりボランティア間でコーディネートをしていくということが、やはり長続きと言いますか、そういう大きな原動力となっておるようです。 どうしても行政がけん引していくという姿は、やっぱりどうしても行き詰ったりですね、逆にそういうことがあるというふうに、指摘はされておるようです。 最後の質問になりますけれども、町長にお尋ねしてよろございますでしょうか。 町長は、先人からの教えと申しますか、愛郷の精神とか「おかげさまで」という精神を先人から受け継ぎ、なおかつ今後も継承していこうと、その心をですね。 そういった中で、現在はいろいろ環境も変わって多種多様化する中で、町長が言われるには、いわゆる新たな公共サービス、そういうものを合せて進めていきたいというふうに、むすびのほうで述べられておるわけです。 私もあんまりよく分かりませんが、新たな公共ということで、もう少し具体的にお知らせいただけたらと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 新たな公共というエリアはですね、今まで私的にやっていたこと、あるいは行政がやっていたこと、そのお互いのリンクが重なるところ、それを新たな公共として新たな取り組みを展開していこうという理念のもとで、今、研究あるいは実践されているところでございます。 従来だったら当然行政がやるべきだと。例えば道路の維持管理等についても、これは行政がやるべきだと、すべて住民の方が町に持って来られるというのも、今までの1つのあり方です。 しかしながら、ちょっと待ってくれよと。もっと地元のほうがより身近な問題であるし、自分たちだったら余計なことをしなくていいよと、そういった新たな部分が出てきているのも事実だと思っております。 そういった分野について、もっと話し合いをもってですね、先進的なところはその件について、予算を配分しているところもございます。 そういったところによって、地域によって地域のことを考えさせていただくと。そういったのが新たな公共だと、私は考えております。 また、これは企業においてもしかりでございます。 例えば、すべて行政がやるべきものと思っていた分野がですね、民間でもやれるよという分野がかなりあるわけでございます。 先進的な視察をやります。先日も北海道に行かせていただきました。やはり民間が進出して来ないところにはですね、病院だってやっぱり官が作らなくちゃいけないんです。 でも、本町は幸いにして民間活力が活用できる社会的、地理的状況にございます。そういった分野はぜひ、従来行政がもった分野でも民間にやっていただいたほうが、より効果的なことが起こりえるということが、私は第3の領域だと考えております。 これは非常にソフト面でございますので、かなりの努力が要すると思います。また、価値観の転換も必要だと思っております。 そういったことは当然研究していかなければならないと思っております。以上でこ

	ざいます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに、新たな公共という範囲と言いますか、行政としてですね、そういった視点でやはり対応していくということでは、十分理解できました。ありがとうございました。 それから最後ですが、担当課長に、筑前町のボランティアがやはり定着してほしいというふうに、最終的にですね、結論としてそう願うわけです。 そういうことで、課長の決意も併せて最後に頂けたらというふうに思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 やはりボランティアというのはですね、先ほどご質問いただきましたコミュニティ活動の活性化と合わせまして、住民との共同という中の大きな分野だと思っております。 ですから、ぜひボランティア、もうおかげさまで「おかげさまのまちづくり」ということで、おかげさまの気持ちというのは住民の方、またたくさんの方がお持ちでございます。それを1つ1つ紡いでいって結びつけるという作業が、なかなかできていなかったというふうなことではなかろうかと、私は思っております。 筑前町、素晴らしい精神がたくさん芽吹きとしてはございます。そういったものをですね、町が支援するという意気込みを表明するというのが、ボランティア活動計画の具現化だと思っております。 町は支援しますよということで、思いっきり頑張ってくださいというふうなことでやろうと思っております。 社会福祉協議会、いろんな福祉の分野で、今まで蓄積されてノウハウがございます。そういったふうな延長線上でボランティア団体もたくさんご存じでございます。その中からやっぱりコーディネートができるような人材の方、という方もたくさんおられると思います。 ですから、そういった方をコーディネーターということで、中心的に回していくということも、1つの方向性化と思っております。 町においてもこのような取り組みを参考にしましてですね、いろんな関係団体とか関係機関と協議しながら、意見交換しながら、今後のボランティア推進の方向性について、さらに具体的な検討を進めて、ぜひボランティアを結びつけていきたいということで考えております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	最後に、課長の決意を頂戴いたしました。 確かにボランティア活動は、口では簡単に申し上げますけれども、やはり実際に行動を起こすということになると、やはりそこは、極めて誰でもできるような実態ではないというふうに思っております。 そういった中で、崇高な行動をしていただくというようなことに感謝申し上げ、このボランティア活動について、より今後活動がある場合は参加しながらですね、学んでいきたいなということを申し上げまして、私の一番質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これにて7番 福本秀昭議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 10時35分より再開いたします。 (10:22)

議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (1 0 : 3 5)
議 長	5 番 石丸時次郎議員
石丸議員	おはようございます。 通告に従い、順次質問をします。 まず、1 点目は食育についてです。 近年食生活の乱れによる生活習慣病の増加、低年齢化が進み、食育の重要性が今まで以上に求められています。 今日では食べ物があふれ、さらに食が娯楽化する時代にあって、大人も子どもも食べることと生きることの繋がりを感じにくくなっていると指摘もあります。 このような中、本町においては、町民の健康と活力にかかわる問題は、町政の重要な課題として、平成 2 2 年、筑前町食育推進基本計画が策定されました。 この基本計画には、食生活の改善指導や子育て支援、学校等における食に関する指導、ファーマーズマーケットみなみの里を拠点とした地産地消の推進など、町民の健康増進と農業を軸に産業振興を図る食育の取り組みを、町当局、学校、保護者、地域及び関係機関が一体となり、町民運動として推進していくための方針と具体策が示されています。 町としてこの基本計画の推進に積極的に取り組んでいくとのことですから、今後も期待をしているところです。 ところで、社会の急激な変化、とりわけ食に関するスタイル、多様化は生活習慣病を増加させ、それがまた今日的課題でもあります医療費の高騰を招くという副作用を生み出しているところでは。 まさに食育の重要性は多岐にわたっていると言えます。中でも学校における食育は、将来を担う子どもたちの命と健康を守るという観点からも最重要課題であると考えます。 本町では、すべての学校給食が自校式となり 5 年になります。このことにより、子どもたちには充実した健康と学力を支える給食が提供されるようになりました。町の食育に対する姿勢は、給食設備の施設や各校 1 名の栄養士配置からも十分に伝わってきますし、ここでも町長の教育に対する熱い思いを見て取ることができます。 しかし、ここにきて栄養士の削減が進められているようです。 そこで、教育長にお聞きをします。 学校教育の一環としての食育の位置付けについて、お聞かせください。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 議員がご指摘のように、近年食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、朝食欠食などの子どもの食生活の乱れや健康問題等が課題となっております。 成長期にある子どもにとって健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食生活の形成に大きな影響を及ぼすものと考えられます。 このような中、平成 1 7 年に食育基本法が制定され、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと、その基本理念が明示をされたところです。 さらに、基本法制定とともに学校教育法の一部が改正施行されて、学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭が創設され、学校の教育活動全体で食に関する指導を進めていくこととなりました。

	食に関する指導については、従来から健康に関する指導の一環として、学校給食や関連する一部の教科等において指導が行われてきましたが、今日の子どもたちの食に関する様々な課題や中央教育審議会の提言も踏まえ、小中学校の新学習指導要領総則に、学校における食育の推進が明確に位置付けられ、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動といった学校の教育活動全体を通じて行うものとされました。 これらを踏まえ、町内すべての学校では、食についての指導が、計画的、系統的に実施できるように、食に関する指導の基本的な考え方や指導方針等について、教職員間で共通理解を図り、食に関する指導の全体計画を作成し取り組みを進めているところであります。 今後も子どもたちが発達段階に応じて、マナーや食文化を含め、食に関する知識や能力などを総合的に身につけられるように、教育活動全体を通じて食に関する指導を進めてまいる所存でございます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	教育長、たいへん丁寧な説明ありがとうございます。 食育に対する方向性と言いますか、そういうものが共有できましたので、具体的に質問をしていきたいと思います。 まず、近年食物アレルギーを持つ子どもたちが増えています。文科省の調査によりますと、公立学校の生徒の2.6%が食物アレルギーを持っていたとのことですが、まず、本町の実態をお聞きしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	私のほうからお答えをいたします。 現在食物アレルギーなどを有します子どもたちに対しまして、学校給食において除去食、代替食などの対応を行っている人数につきましては、小学校が全体の1.8%の29名、中学校が全体の2.7%の23名となっております。 その内訳としましては、除去食の対応が23名、代替食の対応が27名、給食以外の、例えば、家からアレルギー対応のパンを持って来たりしている者が2名となっております。 また、急激な食物アレルギー反応でありますアナフィラキシー症状に対応する緊急アドレナリン自己注射薬、通称エピペンと申しますけど、このエピペンを所持している者は、小学校で1名という状況でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	本町の食育推進計画の中に、食に関する指導の推進体制の整備として、栄養士の全校配置が明記されています。 ところが、町の本年3月段階での方針によれば、栄養士配置については2校を兼務とするとのことですが、その経緯と子どもたちの食育、安全は確保できるのかを、お尋ねしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	まず、経緯について、お答えをいたします。 町内小中学校で、現在、県費の栄養教諭が配置されておりますのは、三輪小学校、東小田小学校、三輪中学校の3校でございます。 これは、県費負担教職員定数の算定基準で、学校給食単独調理校につきましては、550人以上の学校に1名配置、550人未満の学校には4分の1名の配置というような基準によるものでございまして、この基準によりますと、三輪小学校は800人近くおりますので、550人を超えております。そういうことで、1名配置ということでございます。 他5校につきましては、550人以下でございますので、5校かけるの4分の1名

	ということで、1. 25名という計算になります。 そういうことで、筑前町は合計のですね、2. 25人ということで、体を割るわけにはいきませんので、3名の配置ということで、県のほうからですね、3名の教職員の配置をいただいているところでございます。 なお、参考までにですね、共同調理場の場合には、いわゆる給食センター方式の場合にはですね、1, 500人以下の場合は1名、1, 501人から6, 000人までが2名、6, 000人以上が3名というようになっております。 ちなみに筑前町は小中学校の合計数でですね、児童・生徒数2, 450名となっております。 栄養教諭の創設につきましては、先ほど教育長が申しましたように、法改正によりまして、平成20年度までは栄養士でございましたけれども、21年度から東小田小学校に、22年度にはですね、東小田小学校と三輪中学校に、24年度から三輪小学校も栄養教諭となりまして、現在3校すべて栄養教諭となっております。 それ以外の学校につきましては、町単の栄養士を配置をいたしております。 栄養教諭と栄養士との大きな違いでございますけれども、栄養教諭は学校教育法上児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどることを職務にしておりまして、教育職員でございます。 このことから、栄養教諭の職務の第一は食に関する指導であり、具体的には児童・生徒への個人的な相談、指導、児童・生徒への教科、特別活動等における集団指導、それから食に関する教育指導の連携、調整でございます。 第2が学校給食の管理ということになっております。 一方、栄養教諭の配置されていない、町単で配置しております栄養士につきましては、栄養管理や衛生管理、物資管理等の学校給食の管理が職務となっております、食に関する指導ができないため、食育推進におきまして、栄養教諭配置校との格差が生じている状況でございます。 このことから、栄養教諭、栄養士の仕事の実態を十分調査、把握をした結果、現在各学校で栄養教諭、栄養士の業務の大部分を占めております給食物資の発注購入、このことにつきましては、学校給食管理規定上、本来は教育委員会が行う業務であるために、これを本来の姿にすることによりまして、学校現場の栄養教諭、栄養士の業務を大幅に軽減をして、そのことによりまして業務が軽減されるということから、栄養教諭の2校兼務が可能ではないかということで、栄養教諭本来の食に関する指導が行われるということから、食育推進の格差が解消できるのではないかということから判断をしたものでございます。 もう1点、議員ご指摘のですね、子どもたちの食育、安全面は確保できるかということでございますけれども。 食育につきましては、ただ今述べましたように、2校兼務とはなりますけれども、町内すべての学校に栄養教諭を配置することになりますので、すべての学校で食に関する指導が可能となり、栄養教諭の専門性を活かして、学級担任や教科担任とのチームティーチングによる指導が行われ、町全体の食育推進の確保につながるものと、そのように考えております。 また、学校給食の安全についてでございますけれども、学校からの完全な引き上げではございませんで、兼務配置ということで、1週のうちで半分は管理ができるということから、調理師あるいは教職員との打ち合わせ等にも支障はないと、そのように考えております。 なおこのことにつきましては、8月末に開催をいたしました町内校長会で、校長の考えや現場の実情を聴取をいたしましたところ、全く問題ないと、そういった回答を得ているところでございます。以上です。
--	---

議 長	石丸議員
石丸議員	ただ今の課長の回答で、内容は分かったわけですが。 現場としてはですね、昨年まで各戸1名の栄養士がおったということで、少し不安をもっておられる現場の先生たちもおられます。 しかし、そのことについても、先ほど課長の答弁でですね、そういう不安なりなんなりというのは取り除けていけるのではないかと、そのように感じたところです。 先ほどの質問に重なるかもしれませんが、先ほど言いましたように、昨年までは各栄養士が各校におったわけで、それが削減というような形になるわけですから、現実にはですね。 そこで、栄養士削減に伴いいくつかの問題が発生する、そのようなことが、私は想定していく必要があるんじゃないかと、そのように考えています。 それで、具体的にどのようなことを構想とされているのか、また、その対応策をお聞きしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先ほど回答したところと少し重なる場所も思いますが。 栄養士が削減された場合でも、すべての学校に兼務ではありますけれども、栄養教諭を配置することで、学校給食の管理業務につきましても、従来通り行うことができると、そのように考えておるところです。 現在栄養士が行っております主な業務としましては、先ほど申しましたように、主にですね、栄養管理それから給食環境の衛生管理、食材の発注管理でございます。これが栄養士が引き上げて、栄養教諭の兼務配置ということになりますので、この点について少し問題点を整理したところでございますが。 学校給食における栄養管理につきましては、町献立作成委員会におきまして、学校給食摂取基準を踏まえた基本の献立が作成されております。町内のすべての学校では、この基本の献立に基づいて調理がされておまして、児童・生徒の適正な栄養管理には問題はないと、そのように捉えております。 また、給食環境の衛生管理についてでございますけれども、調理を委託しております会社において、調理師の研修や定期的な体調管理が実施され、給食提供までのきめ細かな衛生管理が徹底されております。 また保健所、北筑後教育事務所、栄養士会による定期的な学校給食施設及び作業の巡視点検が行われておまして、さらには学校給食日常点検表を基にしました100項目に及びます衛生検査点検が調理師により毎日行われ、徹底した衛生管理が日常的に行われているということから、この点も十分確保ができるというふうに思っております。 それから、食材の発注管理につきましては、これも先ほど答弁いたしましたように、これまで各学校の栄養士、栄養教諭が行っていた物資発注業務を、教育課のほうで一括管理をすることにしておまして、当然、栄養教諭が在校しない日の給食物資の発注、購入についてもですね、問題なく対応できるというふうに考えておるところでございます。 また、教育委員会が一括発注することによりまして、地産地消の推進等もですね、そこでコントロールができるというふうに考えております。 この他に、食に関する安全の確保から、食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応がでございます。 この食物アレルギーへの対応につきましては、栄養教諭または栄養士のみがですね、その管理を行っているものではございませんで、学校におきましては、管理職を

	はじめ学級担任それから養護教諭、それから当然栄養教諭ということになると思いますが、すべての教職員が保護者や主治医等と連携、協議を行いまして、アレルギー対応が必要な児童・生徒の状態を把握し、職員間で情報を共有して学校が組織的かつ迅速、的確に対応する校内体制を整えているということでございます。 さらに予期せぬ場面でアナフィラキシーが起きた場合、すべての教職員がですね、具体的な対応方法について、正しい知識と技術を身に付ける必要があることからですね、今年は去る8月28日に、町内のすべての養護教諭をはじめとします教職員がですね、専門医の指導のもとにエピペンの実技研修を実施したところでございます。 今後も児童・生徒に安全で安心な給食が提供されるよう、給食調理業務委託先の会社、それから保護者等との連携を図りながら、個々の児童・生徒の状況に応じた対応をですね、努めていきたいと、そのように考えております。
議 長	石丸議員
石丸議員	また1つ、幼い尊い命が失われました。 それは、東京都調布市の小学校で、乳製品にアレルギーのある5年生の女儿が、給食を食べた後の出来事です。 学校は万全の態勢を取っていたにもかかわらず、このような悲劇が起きてしまった。この事実を私たち大人は真摯に受け止めなければならないと思いますし、この尊い教訓を生かしていかなければならないことは言うまでもありません。 子どもは地域の宝、その何ものにも代えがたい子どもたちの生命と健康を守る、それを保障するのは、私たち大人の責務であります。 将来に禍根を残すことのないよう、しっかりとの方針が作られることを切に要望しまして、次の質問事項へ移ります。 2点目は、職員定数についてです。 職員定数につきましては、昨年の6月に続いての質問となります。 前回は、住民サービスとの関係からでしたが、今回は、町の定員管理計画に基づいて進められています。職員数が、近年職員の間にいくつかの問題を生じさせているのではないかと感じているからです。その1つが、早期退職者増加の問題です。 聞くとところによりますと、来年3月には定年退職者8名以外に、早期退職者がそれに近い数いるとのことでした。 その理由については、1つ1つお伺いすることはできませんが、このような異常ともいえる状態で、本町は将来本当に大丈夫なのかと危惧しておるところです。 そこで、いくつかの質問をします。 まず、本庁職員の病休の実態について、お尋ねをします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 職員の病休の実態ということでございますけれども、昨年24年度の実態について、まず報告いたします。 昨年病気休暇を取得した職員は10名でございます。病休から、その後休職に至った職員は1名でございます。合せて11名が病休ということでございます。 傷病、疾病名につきましては、うつ病や自律神経失調症などの精神疾患等の病名の職員が3名でございます。悪性新生物の病名の職員が3名でございます。その他職員5名ということです。その他の職員については、ヘルニアとかですね、そういった病名でございます。 なお、現在ですね、今現在での病休で休んでいる者は2名、それから、休職中の者は1名でございます。以上でございます。
議 長	石丸議員

石丸議員	日頃仕事に情熱をもって取り組むためには、適度なリフレッシュは必要不可欠なものと考えます。職員のリフレッシュ休暇の実態について、お尋ねをします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 職員の休暇につきましては、年次有給休暇それから病気休暇、特別休暇及び介護休暇というのが条例で規定されているわけですが、このリフレッシュをするための休暇というのは、一般に年次有給休暇、これが年間20日以内、その他にですね、特別休暇として、心身の健康維持及び増進、または家庭生活の充実などを目的としたということで夏期休暇、これは、7月から9月の間に6日間、これが、こういった休暇があるわけでございます。 24年度の取得状況について報告いたしますけれども、年次有給休暇、いわゆる年休の取得状況は、1人平均10.6日というふうになっております。 全国の市町村の平均が10.2日です。ということで、全国的にもほぼ変わらないような状況となっております。 夏期休暇につきましては、先ほど6日以内ということでありましたけれども、夏期休暇は1人平均5.3日取得をしているような状況でございます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	年次休暇が20日あると。ちょっと質問事項の中に入ってなかったから、答えられるかどうか分かりませんが。 有給休暇が20日ですね、その内の1人平均が10.なんぼということで、ほぼ半分ですね。20日間取っていいんですね。取っていいんでしょう。 それが半分しか取れないというのは、何か理由があるんだと思いますので、答えられる範囲で結構ですので、お願いします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 20日以内ということで、なおですね、前の年の繰り越しで、例えば10日取って10日間残ったりしますね。そしたら次の年に、その10日分は繰り越すことができるようになっていきます。そして最大40日以内ということになっていきます。 先ほどの20日以内、なんで10日しか取っていないのかということですが、 当然、20日取ってよろしいんですけども、やっぱり急にですね、なんか体の体調が悪くなったりとかすることで数日休んだりとか、そういうことも考えられることもあってかですね、完全には20日間ではなくて10日間、その辺りを取られる方が多いというかですね、そういうような状況でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	次の質問に移ります。 来年3月には8名の職員が定年退職を迎えます。加えて先ほど言いましたように、早期退職者も多いようです。 まず、その対応策をお聞かせください。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 来年3月末に8名の職員が定年退職を迎える予定でございます。それから、勧奨退職では7名の方がですね、退職の申し出をされております。 本年4月1日現在での職員数は180人です。総合計画の後期基本計画における職員数の目標というのが177人ということで、これはご承知のとおりだと思います。 人員減への対応策としましては、新規職員の採用、それから組織機構の見直し、定

	年退職職員の再任用、それから業務の委託の拡大、非常勤職員の採用などが考えられるところでございます。 一般事務職の採用については、すでに公募を行いまして、今月の２２日に採用試験を行う予定ですが、一度に退職者の数に見合った職員を採用することはですね、年齢構成上も問題がありますので、一定数の職員採用にならざるを得ないというふうに考えております。 組織の見直しについては、先月、各課長にですね、人事・組織機構のヒアリングを行いまして、組織機構の問題点等を洗い出しながら、次年度の組織機構や人員配置について、今、検討を進めている段階でございます。 職員の再任用については、来年度から年金の支給年齢の繰り下げが始まりますことから、退職時から年金支給までの空白の期間が生じるため、国の機関や多くの地方公共団体においても、再任用制度の整備が進められております。 本町においても、その準備を進めて、退職者への移行の確認を今後進めていく予定にしております。 次に、業務の委託についても、民間にお願いできることは民間にお願いし、真に職員でなければならない部分については、職員を配置して行うということの検討を行っているところでございます。 いずれにしましても、その行政の運営に停滞があってはいけないわけですので、組織挙げてですね、この問題に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。 したがって、先ほどから申し上げましたような、対応策を絡めながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	もう１点、美和みどり保育所では、過去１０年間職員採用がないようです。 昨年６月議会で、職員定数についての質問の中で、嘱託職員増加の原因をお聞きしました。 その中の１つに、美和みどり保育所の入所者数増加に伴い、１０名程度の嘱託職員を配置したとの回答であったと思います。 財政問題との絡みからの措置だとは推察しますが、１０年間も正規職員の採用はないということで、将来問題はないのか、このことをお聞きします。
議 長	総務課長
総務課長	議員のほうからご指摘のようにですね、平成１５年度以降保育所の採用はいたしておりません。 この間ですね、保育士は５名の方が退職をされましたけれども、合併後の職員の総数の削減に努めてきたということから、保育士の採用は行ってきていないところでございます。 この間、平成２２年の４月から、篠隈保育所がご存じのとおり指定管理者を導入いたしまして、当時の職員は美和みどり保育所へ統合いたしました。このことから保育士の採用を控えてきたところでございます。 また、本年度から篠隈保育所は完全に民営化したところでございますけれども、今後はこの篠隈保育所の運営や事業がどのように進められていくのかをですね、注目していきたいというふうに考えております。 また、当然ながら町立である美和みどり保育所の運営についてもですね、最善を尽くしていかなければならないというふうに考えるところでございます。 このように本町におきましては、町立の美和みどり保育所と、官から民に引き継いだ篠隈保育所があります。当面は官の良さ、それから民の良さを併せ持った町内の保

	育所の現行の状態を維持していきたいというふうに考えますし、美和みどり保育所においては、当面は今の職員で運営していきたいというふうに考えているところでございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	本町の定員管理の適正化において、10カ年の長期的指標では、職員数170名でしたが、後期基本計画において177名に見直されました。 その要因としては、合併時からの急激な事務事業の増加、またこれまでの職員退職時等の補充は、原則4対1で採用を行ってきたが、いびつな年齢構成等も考慮し、この運用も少し弾力的に行つての見直しであったとの説明でした。 そこでお聞きしたいのは、この4対1採用について、さらに見直してはと考えるますが、この点についてのお考えをお聞きます。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 職員の退職等に伴う補充の考え方についてでございますけれども、確かに合併時のですね、10カ年の長期的指標といたしましては、合併当時、平成17年度当初の人員は219名でしたけれども、それから、平成26年度の170人体制ということでですね、1つの指標をもってですね、それに対して退職者の補充は原則4対1ということを中心に採用を行ってきたところでございます。 合併後の2、3年はですね、その原則で採用をしてきましたが、職員の、先ほど議員のほうもおっしゃられたように、議員の年齢構成上極端に多い年齢層、それから極端に少ない年齢層がありまして、将来のひずみを解消に向け、平成20年以降につきましては、必ずしも4対1にこだわらず、年齢構成の平準化を図るため、退職者の多い少ないにかかわらず、また、職員減の方向も崩さずに、毎年3人から5人の採用を行ってきたところでございます。 昨年策定しました総合計画後期基本計画における職員数は、177人としております。今年的人数は先ほど申したように、180人となっております、この目標人数に近い状況となっておりますところでございます。 このようなことからですね、今後はこの4対1という考え方は見直してですね、将来の職員の構成、年齢構成にひずみが生じないよう適正人員を考慮しながら、職員の採用を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	石丸議員
石丸議員	今日、時代は刻一刻と変化していく中で、住民のニーズも多様化しています。 それは必然的に職員の仕事量が増えることでもあります。そして、そのことは、職員への過度の負担に繋がるようなことになれば、職員のやる気を失わせ、ひいては病休者を増やし、能率低下を招くという悪循環を繰り返すことにもなりかねません。職員定数の問題は先ほども言いましたが、財政との絡みからもうたいへん難しい問題であることは承知しているつもりです。 しかも財政状況は、今後さらに厳しくなることは必至であります。言いつくされたことでありますが、最小の予算で、いかに最大の効果を上げるかが、今まで以上に問われることとなります。 さらに今日の状況は、政治経済はもとより自然災害を含めたありとあらゆる面において、かつて私たちが経験したことのない時代を迎えています。 それは一方では、財政の立て直しという難題を抱えながらも、同時に刻一刻と変化する社会情勢に対応しつつ、未来の筑前町を創造していかなければならないという、それこそロマンあふれる大冒険の旅立ちであります。

	そこでは町長のリーダーシップはもちろんのこと、やはり職員一人ひとりのやる気に満ちた想像力と実践力なくしての実現は、あり得ないことは明白であります。 そういう意味においての職場環境、もちろん職員定数を含めた環境を整えることは不可欠なことであります。いかなる社会、いかなる組織にあっても、人材こそが財産であります。 さて、職員定数につきましては、合併検証を綿密に行うとのことですが、20年、30年後を展望した検証をしていただきますよう要望しておきたいと思います。 最後に、戦国武将武田信玄の言葉を紹介して、私の質問を終わります。 人は城、人は石垣、人は堀、情けは見方、仇は敵なり。 以上で、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、5番 石丸時次郎議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 午後1時より再開いたします。 (11:15)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (13:00)
議 長	10番 梅田美代子議員
梅田議員	通告に従いまして、質問をさせていただきます。 まず、第一に、多目的運動公園広場について、でございます。 完成までの総事業費はということで、質問いたしますが。 この多目的運動公園広場事業につきましては、合併特例債を活用する大型事業の最後となりました。地元関係者のご協力のもと、現在工事が進められているところでございますが、想定外の文化財、窯跡の出土があり、またさらには6月議会にては、パークゴルフ場を設置するとの、町長答弁を突然聞かされたところでございます。 NHKドラマ「あまちゃん」ではございませんが、「じえ、じえじえ、じえじえじえじえじえ」という思いでございました。 本町のパークゴルフ会員数は59人と聞きます。パークゴルフ場を設置する以上は、さらに今後多くの方に利用していただきたいことを希望いたしますし、願うものでございます。 基本計画前の総事業費は、当初15億円とも言われておりましたが、様々に精査の結果、総事業費約10億円というふうに説明をされておりました。 約、この10億円で工事は済むものと私は理解をしておりましたが、パークゴルフ場整備の予算額はいくぐらい想定されているのか、また、窯跡、文化財関連のみの予算はどのように考えてらっしゃるのか、お伺いをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 完成までの事業費ということでございますけれども、私は、総事業費については、約11億円という説明をさせていただいたというふうに記憶をいたしております。 それから、実績においては、パークゴルフ場利用用地の確保の他にも駐車場の増設、あるいは野球場の移設とか規格変更、また、多目的広場に夜間照明を設置するなど、各種公園の利用予定団体などからの要望を加味して、基本設計の一部見直しを行ってきたところでございます。 また、先ほど申されましたように、事業用地内の山林部に初期須恵器の窯跡と関連すると思われる遺構須恵器が露見したことによりまして、現在、町の教育委員会では、

	朝倉古窯遺跡群調査指導委員会を設置して、これら遺構の保存区域と保存方法について検討を行っておりますが、この調査委員会からの保存すべき区域が示され、また、文化庁が明示する新たな露見遺構の保存すべき区域いかなんでは、さらに造成計画や野球場をはじめとする他の施設についても、大きく事業費を変更しなければならない状況等も想定しておるところでございます。 これら複数の要因によりまして、今日までの最終的な整備計画をお示しすることができず、また、全体の推定事業費の公表についても同様の状況でございますけれども、具体的な全体の実施設計が確定次第に、設計書に基づく総事業費を議会にご報告を申し上げたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	梅田議員
梅田議員	約 11 億ということが、ちょっと 1 億ぐらい私の認識と違っていたなと思います。 文化財出土に関してはですね、当然対応しなければならないということで、これに関しての担当課においてのご苦労は、本当に大変だなというふうに考えております。 同時に、今、課長が説明されました、いろんな計画等の見直し等があるということで、その中にこのパークゴルフ場の整備も含まれておりまして、この実施設計の変更がかなりあると思います。 ということは、この実施設計変更に伴う新たな予算ということも発生いたしますし、設計の予算ですね。それと当初計画からいろんな変更をされるということは、今言われた、当初の 11 億、この総事業費は今後どのように展開されていくのか。 11 億以内でおさめるという事業になるのか、それとも、もうこういうふうで、設計した以上は、11 億が 15 億になっても、これは致し方ないんだというふうな、そういう考えでやっていくのか、その点をお尋ねをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	当初ですね、下高場のグラウンドを売った代金が 5 億 400 万だったと記憶しておりますけれども。これに国からの補助金が 2 分の 1 ということで、想定としては 10 億円内外というような総事業費ということでお話があつておったと思いますけれども。 今申し上げましたように、各、利用を予定しておる団体からのいろいろな要望、できるものについて、当然検討してきたわけでございますけれども、それによって、おっしゃるように、かなりの金額のアップになってくるものと考えております。 そうではございますが、今度の古窯跡群の調査委員会からの報告を受けまして、それも合せましてですね、一緒に具体的な全体事業設計が確定しだい、設計書に基づく総事業費をご報告申し上げたいというふうに考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	文化財関係の関連予算というのは、全くまだ見えないということかもしれませんが、文化財は文化財としてですね、やっぱりちゃんとした対応をしないといけないと思いますが、やはりこの多目的公園広場の総事業費が、先ほど言いましたように、じゃあどこの部分で上限を決めるのか、もういろんな要望があつて、それを対応して、これもあれもというふうに広げていけばですね、これは本当に上限がないような状況の中で進んで行くんじゃないかなと考えるんですが。 その点ですね、どういうふうにはんと、やっぱり財政は厳しい厳しいって言われますし、国からの交付金なりも利用しての事業には、当然なるんではありますけれども、本当にこの点危惧をいたします。 このような一般的な事業、特に大きな事業になりますとですね、やはり当初きちっ

	と基本計画、実施計画を策定して、そしてそういう手順を踏んだ上で進めていくのが今までのやり方であったし、それによって議会も説明を受けて、それでは了承しますという経緯で、事業というのは進められてきたと思います。 さっき課長が言われましたように、いろんな団体からの要望を、様々にまだ出てきてますというような発言でございましたが、この計画策定にあたってですね、本当に十分な議論、熟議がなされた上での計画であったのかどうか、本当にこれは大いに疑問視するところであります。 これは17年から合併して、ずっと様々に紆余曲折を経ながら、今に至って、未だに完成の見通しもつかないというふうな状況になってきてるんじゃないかなと思います。 で、パークゴルフという新たな計画も浮上してきたわけですが、この熟議が足りなかった、本当にこの計画する段階がどうだったのか、この点について伺いをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 一番最初のとっかかりの基本構想については、平成17年度に構想が立てられて、それはどこということではなかったかと思いますがけれども。 当時は野球場を含まないということで計画がなされておったようでございますけれども。用地費を除いてから約5億円程度かかるのではなかろうかというようなことで聞いております。 それから、具体的に基本設計を、場所を決定後に、基本設計が19年から20年度に行われておりますけれども、町道の南北線を挟んで両側につくるというような形での基本設計でございました。 その予算が15億円を超えるというような、これは、まず試算でございますけれどもですね。そういうふうな形で進めてきておったわけでございます。 それから、これを県のほうに打診をした場合に、道をまたいでの公園というのは非常に難しいという指示を受けて、今の場所にですね、約9.6haで計画がなされたと思っております。 その折に変更の基本計画、基本設計ですね、これを策定して今日に至っておるというわけでございますけれども。 確かにかなりの年数が経っておりますけれども、その間には用地交渉が難航したということもございましたし、それから、東日本大震災を受けての国庫交付金のほうがですね、46%ぐらいしか、50%を割というような状況が2年間続いたということも、事業料の見直しとかですね、それを行ってきたということもあります。 とにかく早急に仕上げたいということで、事務は進めておりますけれども、先ほど申し上げましたようなですね、新たな遺構が出てきたということもありまして、現在に至っておるというところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	今、課長から説明がありましたけれども、その点の経過と言いますか、それは議会でも、これまで聞いてきたことでございました。 様々な要望等が出てきているわけですが、議員もですね、町民の皆様の要望を聞けば、できることならそれを叶えてあげたいということでですね、一般質問なり議員活動を通じて、執行部にその声を伝えてきております。 今回、パークゴルフに特化したこととお話をさせていただきますと、町長も町民の要望を聞かれて、やっぱりその期待になるべく応えたいという気持ち、これは理解できないわけではございません。

	しかしですね、このような大型ハード事業、ちゃんとした基本設計、実施設計に基づいて、これまでというのは実施されてきたわけなんです、この変更ということに関して、これだけ大きな変更があるにもかかわらず、設計変更について、全協に上げられなかったというか、説明を受けたことが、私はないわけですね。 そして、じゃあ6月議会以前に、所管である建設常任委員会へ、このパークゴルフ場設置の報告なり説明がなされたものなのか、どうなのか。この執行部としての、これまで要望を聞いての変更、あったと思います。設計変更、見直し、進められているという現状ですが、やっぱり議会なり委員会なりに、ちゃんとした説明をする必要があるんじゃないかなと。その辺の手続き等問題はなかったのかなというふうに考えるんですが、その点について、町長の説明を求めたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まず、この多目的グラウンドにつきましては、まず基本的には代替運動場であるということでした。私は、この売却については担当でございましたので、かかり合いを持ちました。 その点の事業の選択といたしまして、防衛省が全く同じものだったら同額で作ってくれるというお話もあったんですけども。 ただ、その折には、同じものをつくっても意味合いがないと。もっと、どうせ売却をするならば、もっと運動ができるような施設にしてほしいという要望を受けて、グラウンドプラスできれば子どもたちのサッカー場という思いが発端でございます。そのことについては、当初の設計書等に反映されていると思ってます。 それがこの施設の核でございます。そのことについては、約、都市計画課も説明したと思いますけれども、11億円からの事業費の内訳だったろうと思います。 その残地についてと言いますか、それだけではまだ余裕の土地があったから、その分の土地についてどのような利用をしようかということで、都市計画課サイドでも検討し、いろんな要望、意見をまとめながら、広場をつくろうというような計画がなされたわけでございます。 ですから、特段の施設ではなくて広場をつくろうと。しかし、その広場の中にパークゴルフという話もありましたので、その広場を活用してパークゴルフ場もできるんじゃないかという議論の中で、今、話が進められているところであります。 そのパークゴルフの整備については、計画については、まだ全協等では話をしていないということでございますので、これは、事業費等々がまとまりましたですね、改めて説明させていただきたいと思っております。 それから、都市計画課長も説明いたしましたけれども、文化財の関係でございます。文化財は、私どもが当初考えていた以上に保存用地が拡大されました。これはかなりの面積になります。単純にそこを保存するだけではなくて、計画では、その土地を、その上土をですね、低いところに持って行って造成工事を安く仕上げるというような計画でございましたけれども、それをそのまま保存するとすれば、また土砂等の搬入が様々に必要となってくる。 また、多目的グラウンド、野球場のほうについても今のままの設計ではなされていない、あるいは客土が大いに必要になってくると、様々なことが想定されるわけであります。 そういったことで、私も、先日の文化財の古窯の委員会に出席をさせていただきました。このメンバーは、国からの指導もありまして、岡山大学の古窯学会の権威の先生に来ていただいて、今、取りまとめをさせていただいているところでございます。 そこで私も、町の事情等々について説明をさせていただき、大幅な変更は多額の税金を必要とすると。できるだけ折り合いの取れる調査にしてもらえないかということ

	でございます。 ただ、文化財法がございますので、法を曲げるわけにはまいりません。 そういったこともありますけれども、ぜひとも町の事情もお察しいただきたいということで、今、話が進行中でございます。 まだ、その委員会のほうからの調査報告、方針報告等については、私は受けておりません。そのことを受けて、大幅に事業費が変更するということは間違いないと思われるところでございます。 その辺も含めまして、パークゴルフの件も併せて今度の全協で説明をさせていただくと、そして事業費についてもご意見を頂くと、そのような形で進めたいと思います。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今後説明があるということでございますが、6月議会で町長が答弁されましたので、やっぱりその前にですね、きちっと議会の全協に説明をしてくださるなり、所管の委員会もあるわけですので、やっぱりそれが必要だったんじゃないかなというふうに思います。 やっぱり手続きというのは大事にしていきたいなと思います。ひとつのルールでございますので。 そして、平成27年春、完成予定というふうに説明を受けております中で、様々に変更が出てきているわけですが、完成は平成27年春、予定どおりになりますでしょうか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 朝倉古窯跡群の調査指導委員会からの、まだ正式な決定ということではございません。それから、文化庁からの保存すべきの明示があるまでは、一番今年考えておりました、敷地造成工事にも現在着手できないというような状況でございます。 それを受けまして、他本年度当初で計画いたしておりました雨水排水工事とか電気工事の幹線路工事とか、駐車場等の工事についてもですね、当然後送りになっておるといような状況でございます。 一番最初に申し上げておりましたようにですね、できれば27年度、予定どおりで行けば計画をしておりましたけれども、場合によっては、最終的にはですね、工事が完了するのは、完工するのは、29年度にずれ込むかもしれないということも想定しながら、現在事務を進めておるところでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	本当にこの運動公園広場事業については、担当課におかれましては、ご苦労がたくさんあるんじゃないかなというふうに推察するところでございます。今後ともしっかりと頑張っていただきたいというエールを送りたいと思いますが。 平成29年完成というふうにずれ込むということであればですね、完成まで、ざっと見積もっても3年半はかかるわけなんです。 今、様々に、まだ設計の見直しとか行われるということなんですが。 今回のようにですね、他の団体から新たな施設整備をお願いしますとあって、要望があって、それに対応されようとした、ようとしたのか、もうされるんですが。 ということになればですね、この3年半というか、まだ設計が出来上がる最終設計までの間にですね、「ああ、そうなら、私たちもこういった要望を挙げたい。ぜひ聞いてもらおうじゃないか」という、そういうことも、そういう団体も出てくることも、可能性としてはあるんじゃないかなというふうに考えるんですが。 その点はどのように対応されるのか、検討しますよということになるのか、どうい

	うふうになるんでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 基本的に、基本設計あるいは基本構想の段階でもお話しておりますように、野球場それから多目的広場、それとみんなが集えるような原っぱ広場、この３点については基本的に変更はございません。今までも変更はしておりません。その３点については、以上のような状況でございます。 あと個別に要望を出せば変更ができるのかということでございますけれども、変更ができる状況にある部分、この部分については、各種公園の利用団体等からも要望を加味しながら対応してきたところでございますので、この基本方針だけは崩さないということ考えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	３つのゾーンというのがありますけれども、それは変更しないが、対応できる部分に対応するというような、今、回答として受けていいのかなというふうに思っ、なんか、ちょっと腑に落ちないと言いますか。 じゃあ、最終設計というのはどうなるのだろうというふうに考えるんですが、その点、大体いつまでとかいう期限と言いますか。 文化財のことがあるという、それがきちんとした形が見えないということは、もう十分分かるんですけどですね、この多目的運動公園広場のこういったいろんな設備ですよ、そういうことが、果たしてそれでいいのかなというふうに考えますが。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 何べんも申し上げるようで申し訳ございませんが、文化庁から新たな遺構、露見した遺構の保存すべき区域として示さるというのが、いつになるかということもありますが。それいかんによって、また後のほうは変わってくるかと思っておりますけれども。 基本的にはですね、今考えておりますところでは、１２月の議会前にはですね、お示しができるようなふうに事務を進めたいということ考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	１２月末ということでございますので、その間いろんな変更、経過もあると思いますが、議会に対してはきちとした説明を、しつこいようですが、やっていただきたいということを、再度申し上げます。 次に、完成後の維持管理、事業について、でございますが。 完成後というのは利用料を含めて年間維持管理費というのが予算計上されると思うんですが、この収支の見込みというのは、どのように想定されているのか、この試算というのはできているのか、お尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 完成後の維持管理及びどういうふうな内容をやっていくかということにつきましては、基本的に平成２３年の３月定例議会の予算特別委員会で、久保議員から質問を受けております。また、平成２３年の６月定例議会において、福本議員からの一般質問に対する答弁内容、これと基本的には変わっておりません。 具体的には、維持管理費は極めて重要な問題であるということの認識をもっております。また、全国的に様々な管理運営の手法が研究されておりますから、より低コストで維持できるような仕組みを考えていきたいというふうに考えております。 ただし基本的に多目的運動公園は観光施設ではなく、健康施設、体験施設であり、

	維持管理費というのは、一定額は必要であろうということの認識をはっきり抑えながら、経費節減に努力していきたいということで考えております。 この方針を踏まえまして、これまでも想定される管理業務内容と費用を試算しながら、維持管理と運営費について検討を重ねてまいりましたけれども、パークゴルフの利用問題とか駐車場の台数を増やしたとかいう要因もございまして、現在、再度コンサルタントに施設の管理体制について見直しを指示いたしまして、再検討を行っているところでございます。 併せてまた、25年6月議会の定例会で川上議員からの一般質問でもご答弁申し上げましたように、公園全体の管理体制や管理費の概算額の試算、併せて施設ごとの管理体制や料金等については、指定管理者制度の導入も含めましてですね、平成25年度中に一定の方向性をお示しできるように、現在社会教育担当課をはじめといたしまして、関係各課との庁内協議に着手をしたところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	平成27年度完成から29年度に延びる可能性があるということで、いろんな維持管理とか事業内容についてはですね、ちょっと期間が延びたのかなという、猶予期間があるのかなというふうに思います。 ご承知のように、2020年東京オリンピック招致というのが決まったわけございまして、スポーツに対しての見方と言いますか、振興というものも様々に住民の中、また、町内外からそういう機運が盛り上がってくると思いますので、今、課長が申されましたことを十分に踏まえながらですね、しっかりと今後検討をしていただきたいと思います。 次に、収支を考えた場合、やっぱり支出のほうが当然多くなる施設だろうと思います。しかしながら、少しでもやっぱり財源確保をということは、必要だと思いますので、例えば売上募金付きの自動販売機等設置してありますので、当然そういうことはされるんじゃないかなと思います。 せっかくの施設ですので、地域の振興としても役立ってほしいということを思いますが、地元生産者またひいてはファーマーズマーケットと連携した直売所とか、そういうふうなことも考えられるんじゃないかなというふうに思います。 以前、一度ご提案したことがあります、ネーミングプラッツ、そういったことも、これは、厳しい面は確かにあると思いますが、ひとつぜひ研究をしていただきたいと思いますし、プロ野球の中継とか見てみますとですね、ネットの下にずーっと、各企業さんの看板と言いますか、あれが映し出されて、これは企業のPR効果を発揮しているわけなんです。 野球場とか、そういうのを利用できる場所があるとすればですね、やっぱり企業さんをお願いして、企業広告を掲示してくださいとか、そういうこともできるんじゃないかと思ったり、また、いろんな備品が必要になってくると思います。身近なところではベンチとかですね、そういうことも当然必要になってくると思いますので、そういうものに対しては企業名を入れたベンチ等を、町内外企業さんをお願いして、ぜひご協力をお願いしますという、そういったことはですね、できるんじゃないかなというふうに考えるんです。 財源確保、または、それが経費節減というふうにもなると思いますので、そういった知恵を出していただくということも大事じゃないかなと思いますが。 この点は、ぜひ今後お考えいただきたいと思います。見解をお尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 先ほども申し上げましたようにですね、より低コストで維持できるような仕組みを

	考えていきたいということで考えております。 ただ、多目的運動公園につきましては、町民を主体として利用していただきたいということが主眼でございますので、野球場にあるようなネームプレートを付けるという、そういうことが可能かどうかというのは、当然考えさせていただきたいと思っておりますけれども、今、維持管理費については関係課といろいろ協議を進めておりますので、当然議題のほうにも上げさせていただきたいと思っておりますし、当然検討もさせていただきたいと思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今朝の新聞に載っておりまして、夜須中の３年生の石川選手がアジア選手権へということで、町長にご報告に上がられたという、本当に喜びひとしおのこういう記事が載って、本当に私も微笑んだところなんですけれども。 やはり多目的運動公園広場ができることによりまして、より多くのこういう未来を志向する子どもたちの場にもなっていくと思っておりますし、また、健康面の役割も果たすんじゃないかと思っておりますし、様々にですね、やっぱり町民がこれを活かしながら、豊かな生活の質の向上ができるようにというふうに考えておりますので、本当に課長はたいへんご苦労があるということも、私も思っておりますが、進捗状況、速やかな報告をお願いしたいということと、しっかりいろんな立場、立場で知恵を出してですね、速やかにこれが管理運営もできまして、完成もなりますことを、心より私も願っている次第でございます。 次に、猛暑対策についてということで、お尋ねをいたします。 最近は何かがけずと言いますか、昨年の今頃はたいへん暑かったんですが、台風が雨を運んで来てくれまして、そういったこともありまして、本当に最近、２学期が始まったと同時に過ごしやすい日々が続いているということは、結構なことと思っております。 しかしながら９月２日、総務省消防庁の速報値によりますと、今年８月中に熱中症で救急搬送されたのが２７、５６４人ということで、新聞報道出ておりまして、また、同じ新聞報道には、福岡市は３５度以上の猛暑日が、前年より１９日多く２８日あったと。朝倉市においては２０日間であったということで、この筑前町内における猛暑日の日数とか最高気温とかは、データとしては取ってあるのか、そしてまた、この熱中症対策、猛暑対策について、町民生活に影響がどうであったのか、熱中症で搬送された町民の方等は把握がされているのか。 いろんな取り組み、やっぱり町民の健康を考えた場合の取り組みも、町としてなさってるんじゃないかなと思っておりますので、まずその点をお伺いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 最後の質問で、救急搬送の人数ということでございましたけれども、去年がですね、２４年度におきましては、１２名が搬送されております。 ２５年度については１８名ということで、筑前町からですね。筑前町の方ということではございませんけれども、筑前町から１８名の方が搬送されていると。 ちょっと件数が少ないので、特徴と言えるかどうか分かりませんが、１８名のうちでは、自宅からの搬送が１１名、その内農作業をした後でとかですね、前から体調を崩していたというような方がおられまして、その方が合せて６名ほどおられます。あとの方は理由がはっきりしませんけれども、自宅で具合が悪くなって運ばれたというようなことです。ただ、程度で見ますと、重症の方はおられなかったというようなことでございます。 それと、対策としてどういうことをやっているかというようなことでございますけ

	れども。 特に、今年の猛暑というかですね、酷暑と言いますか、予想をしておりませんでしたのでですね、特に猛暑対策というようなことではございませんけれども、健康課としましては、ここ数年ですね、熱中症で運ばれる方、非常に増えてきております。その例年の夏場の健康対策としての事業を行っております。 5月に西部分署のほうで、熱中症の状況とかのですね、ちょっとお聞きしまして、7月に、それをもとに健康ニュースということで、広報の1面で、熱中症対策について載せております。それとか防災無線を通しましてですね、6月とか7月にですね、それぞれ2回ずつ放送をしております。 それから、ホームページのほうでもですね、これは、食改善マイスターの料理コーナーのほうで呼び掛けております。 それから、福祉バスの窓広告というかですね、あれで、日にちがちよっとはつきりしないんですけど、6月の終わりぐらいから今日まで貼っていただけるということで、注意喚起を呼び掛けているところでございます。 それから、健康課は各地区の老人クラブに血圧測定とかいろんなことで呼ばれますので、6月から計12回ほど行ってますけれども、そこで注意喚起をします。 それとまた、夜須地区の老人クラブの評議委員会のほうでも呼ばれておりましたので、そのときにも注意喚起をしているところでございます。 猛暑日の気温の関係とかは、ちょっと。失礼します。
議 長	梅田議員
梅田議員	町内の猛暑日の日数とか最高気温はどうだったのかというところも質問したところでございましたが、回答がないようですけど。 とにかく暑かったということだけはですね、確かでございますので、それは結構でございます。 本当に信じられないことなんです、高齢者の方というのは、部屋にクーラーが付いているにもかかわらず、部屋を閉め切ってクーラーをつけないとか、扇風機だけで過ごされて、テレビとかで報道されていたのには、そういった状況の中で残念ながらお亡くなりになったというふうな、悲しい報道もなされたのを聞いております。 今、健康課長からの回答がありましたように、町としてもこれまで様々な、いろんな角度から取り組みをなさってくださっているということでございますので、これはもう今からますます高温化現象というのが出てくると思います。来年はもっとひどい状態なのかなというふうに憂慮するわけですが、今後ともしっかり対応をお願いしたいと思います。 それでは次の、公共施設のクールシェアの実施について、でございます。 コスモス図書館は、今年はですね、本当に涼しくて快適でございます、来場者が増加したというふうなことも聞いているわけなんです。 まず、この公共施設ということで、図書館の夏場の利用状況はどうだったのか、お聞かせ願いたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 公共施設でのクールシェアの実施をということでございますけれども、めくば一る図書館、コスモス図書館としましては、クールシェアスポットとしましての公共施設を活用するといった取り組みはいたしておりますが、エアコンがほどよく効きました図書館に多くの方がお出でになりました。 去年はコスモス図書館の空調があんまり効かなかったため、苦情が多く寄せられましたけれども、今年はその調整を行うことと、新たに視聴覚コーナーと畳コーナー、

	2カ所にクーラーを設置いたしました。 めくば一図書館でも児童コーナーの空調の修繕のため、今回補正を上げておりますけれども、常に快適に図書館を利用していただけるように努めているところでございます。 また、図書館では、夏休み自由研究のために、工作や簡単な実験、生き物などの書籍等を集めたコーナーを作ったり、親子工作教室などを行いながら、独自性を出しながら、いかに利用者を増やすかの努力を重ねているところでございます。 以上のようなことが要因かどうかは分かりませんが、それぞれの図書館に昨年より多くの方がお出でになりました。 毎日4回来館者をカウントいたしまして、7月、8月の合計が、昨年より1,700人増えまして、31,800名の来館者となりました。 定時でのカウントですので、実際にはもっと多くの方が図書館をご利用になり、暑さをしのぎ、ゆったりとした時間をお過ごしになったのではないかとというふうに考えております。以上でございます。
議長	梅田議員
梅田議員	図書館は、本当に本も読めて教養を高める場でもございますが、高齢者から、そして赤ちゃん連れの親御さんまで足を運ぶことができる。 そういった中で、昨年と比較して1,700人の人たちがお出でになった、増加したということ、そしてトータルで31,800人、本当にやっぱり本を読むということと、ある程度涼を求めてという部分も確かにあったんじゃないかなというふうに考えます。 庁舎をはじめ図書館、コスモス公民館、コスモスホワイエがあります。そしてめくば一には学習館がありますけれども、そういった公共の施設をくつろげる椅子とかソファなどをちょっと多めに設置していただきまして、節電それと熱中症予防のために、例えば7月から9月までの期間限定でもいいと思うんですが、みんなが安心して公共の場に出向いて行って、そして涼しさを共有できる。そういったことを、用事がなくてもいいですよというふうなですね、そういう取り組みというのも、これだけ猛暑が続きますと、家でずっとクーラーをつけておるよりも、さっき言いましたように節電にもなると思いますので、やっぱりそういう優しい心配りと言いますか、できないものかなというふうに考えます。 防災無線を使ったりとか、ポスターの張り紙をしたりとか、特に高齢者の方ですね、ご自由に来ていいですよと言っても、ちょっと遠慮深い部分もありますので、しっかりそういうふうなお知らせをしながらですね、みんなの公共施設でございますので、気軽にお出でくださいというような、そういうことを、クールシェアですが、実施していただけたらどんなだろうかというふうに考えるんですが、その点について、大きな枠で今取り上げさせていただきましたが、見解をお尋ねいたします。
議長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今、梅田議員のほうからおっしゃられましたように、そういった取り組みは今後必要になってくると思います。町の広報、防災無線、それから各施設のご案内とかを通じてですね、そういう取り組みを、ぜひ取り組んでいきたいというふうに考えます。以上でございます。
議長	梅田議員
梅田議員	高齢者に特化してなんですが、敬老館、めくばり館がございまして、本当に高齢者の方にとっては、気軽に安心して利用できる場所が、この2つの施設だと思っております。 以前、風呂の燃料高騰に伴って、入館料100円を取るというふうになっておりま

	す。風呂に入る人も入らない人も入館料を取るということですが、こういう猛暑対策、クールシェアの一環としてですね、これは、議会としても１００円取るということは、条例賛成はさせてもらったんですけども、元に戻して、お風呂に入る人だけ１００円取って、もう自由に入館くださいという、そういうふうにはならないものかなというふうに考えるんですが、その点伺いたいします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 老人福祉センターである敬老館、めくばり館の利用につきましては、地域の高齢者の健康増進それから教養の向上及びレクリエーション等、憩の場、交流の場としてご利用をいただいております。 先ほどから、この夏は暑いということで、日頃からのご利用も当然ですけども、昼間の暑い時間帯等、ぜひ敬老館、めくばり館等にご来館いただき、快適な場所で楽しい交流の場にさせていただきたいと願っております。両館ともに給水の準備はしておりますので、ご利用いただきたいと思います。 それから、入館料の関係でございますけれども、過去利用者数の減少、そして施設のコスト増加、そういったもので、風呂などに入った場合に、利用した場合に徴収していました利用料を、平成１９年４月から入館料として徴収する改正を行っております。 また、燃料等の高騰によりまして、平成２０年１０月からはめくばり館、敬老館ともにお風呂を１週間交互の利用として、現在運用をいたしております。 入館料につきましては、当時庁内会議、そしてまた関係団体等との協議を経て、現在の入館料１００円という徴収ということで、条例の改正等も当時行って、現在運用しているという状況でございますので、それを変更するとなりますと、関係団体との協議、また庁内会議を経ての決定という経過もなと思います。 ご意見として、伺っておきたいというふうに捉えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	来年に向けてしっかり調整、協議をしていただきたいことをお願いしたいと思っております。 次に、学校現場での対応について、でございますが。 まず、学校現場でですね、子どもさんとか家庭におきまして、熱中症から子どもを守るためにどういうふうな働きかけとか、学校現場として、やっぱり子どもさんの健康を守るための様々な対応もなされているんじゃないかなと思いますので、まず、現況をお願いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校におきます熱中症予防、あるいは熱中症事故の防止につきましては、今年です、延べ３回にわたりまして、各学校に通知、通達を行ったところでございます。 まず、熱中症予防のためにつきましての指導のポイントということで、１つ目は、直射日光の下で長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせない。 ２つ目、屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。 ３番目、屋内外にかかわらず長時間の練習や作業の際は、こまめに水分を補給し、適宜休憩を入れる。常に健康観察を行い、児童・生徒等の健康管理に留意する。児童・生徒等の運動機能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握に努め、異常が見られたら速やかに必要な措置を取る。 それから、児童・生徒等が心身に不調を感じたら、申し出て休むよう習慣づけ、無

	理をさせないようにするということと、日頃から緊急時の対応のための校内対策チーム等を組織するということ、指導をいたしております。 特にこまめな給水と適宜な休憩ということでですね、指導の徹底を図っているところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	次に、クーラー設置の検討について、でございますが。 私もこのクーラー設置につきましては、過去3回質問させていただきまして、6月議会におきまして、久保議員の質問の回答に、教育長が、既に暑熱対策として検討しているという、また、町長は、財源の問題があるけれども、今後十分検討していきたいということを申されまして、思いがけず本当にありがたいことなんですが、9月の補正予算に委託料として11,500千円が計上されておりました、教育長をはじめ教育委員会、そして町長が、この議会の声をしっかりと受け止めていただいたというふうに感謝している次第でございます。 財源の問題もいろいろある中で判断していただきまして、教育長また町長に、このクーラー導入の判断いただきました経緯をお話したいと思っております。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 町内小中学校のエアコン導入につきましては、以前より議会においてご質問がありましたように、近年の猛暑の影響から、各教室の室温が非常に高温になるなど、厳しい学校教育環境にあります。 今後も予想される猛暑に対し、児童・生徒の学習意欲の低下や熱中症、併せてPM2.5等による環境悪化など、学習面、健康、安全面を考慮し、学習環境を改善するための対策として、本年の各小中学校の各教室へのエアコン導入に向け、本議会において、一般会計補正予算（第2号）で、11,500千円の実施設計委託費を計上させていただいているところでございます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私は、町長就任当初から小中学校には空調機が必要だと考えておりました。 しかしながら、教育上の見地または財政面から、今日まで整備には至りませんでした。今回、空調設置の提案は、その課題の整理ができたので、提案するものでございます。 まず教育面、子どもたちの教育と健康上からの見地につきましては、今、教育長が述べられたとおり、必要とするという判断をいただきました。 町長といたしましては、町民の子どもたちへの思い、期待として、教育環境充実のために、空調設備設計予算を今議会に提案させていただきました。 理由は先ほどのとおりでございます。 議会からも多くの設置促進の質問を受けましたし、住民あるいはこども会議の中からも切実な要望をいただきました。 私も町長室をはじめ庁舎等には空調が整備されております。子どもたちに申し訳なく思ったところでもございます。そのことから早期の対策が必要だと考えていたところです。 ただ、一番の問題は財政問題でございました。工事費などの初期投資は、補助金と基金等を充当することにより、本町では可能だと考えます。 要は時代の要請であります節電の問題と電気料の増額であります。 節電につきましては、その一環といたしまして、2年前に各学校にソーラーと風力発電を設置いたしております。今後LED等の設置を検討してまいります。

	電気料金につきましては、近年の節電タイプの普及等により、かなり改善されております。 先日、先進地ということで、すでに実施をしております那珂川町を視察いたしました。その予算等を参考にいただきまして、この分の経費等であれば、実施できるという判断に立ったものでもございます。 その財源といたしましては、新たな財源が、補助金に来るわけでもございませんし、一財を充てなければなりません。 これは、午前中にも質問にお答えしたんですけれども、保育所を民間委託いたしました。その分で約6千万の一般財源が、今までになく要らなくなりましたので、その分を一部充当させていただくということで、今後の電気料の財源にしたいと、そのように考えております。 このことから、教育は未来への投資だと考えております。子どもたちの教育環境の整備、充実の一環として空調設備を行うことになったということでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	速やかなクーラー設置を、ぜひ期待をいたします。 来年度からこのクーラーが使えるようになるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。 それと、クーラーで室内の中は涼しい状況になると思うんですけれども、屋外の行事とか体育の授業とか、そういう屋外活動においてですね、昇降口とかそういうところに、簡単に取り付けられるミストシャワーというのもあって、これはホームセンター等で売ってありまして、たいへん安価でございます。 そういう屋外での運動等活動に向けてのミストシャワー、そして体育館におきましては、大型の扇風機付きのミストシャワーというのものもあるように聞いておりますので、そういったことも考えていただけたらというふうに考えておりますが、その点についてお尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 小中学校の教室へのエアコン導入につきましては、財源の確保ということからですね、国の補助の対象となるということで、県の施設課を通じまして、国の平成25年度の当初予算の追加財源の要望を受けるべくですね、これは3分の1の学校施設環境改善交付金でございますけれども、3分の1の補助事業費でございますけれども、概算要望調書を提出をいたしました。 その結果ですね、つい先日、県より内示がありまして、一応今年度中に進めることができるかなということです。 ただ、設計が4カ月ほどかかりますので、今議会で上程をしております実施設計委託料が通過をいたしますと、早速設計を行いまして、ただ、設計が上がってきますのがですね、1月過ぎになると思います。それを受けて国の補助金申請を行いまして、その補助金を、今年度工事に間に合いませんので、繰り越しをしましてですね、繰り越して、4月以降契約をして8月までに工事が完了する。2学期からはですね、子どもたちがエアコンを使えるという計画にしております。 それから、ミストシャワーにつきましては、まずエアコンの導入ということで考えております。 今後ですね、今言われました、そういう安価で利便があるということであればですね、そういった面も研究をしていきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	梅田議員

梅田議員	子どもたちが健康で快適な学校生活を、多分送れるだろうというふうに思っております。本当に今後とも子どもたちのためにですね、しっかりと取り組んでいただきたいことをお願い申し上げまして、私の質問は終わります。
議 長	これにて、１０番 梅田美代子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 ２時１０分より再開いたします。 (１ ３ : ５ ８)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (１ ４ : １ ０)
議 長	１３番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、子どもたちを取り巻く問題、安心・安全のまちづくりについて、道州制について、順次質問させていただきます。 まず、子どもたちを取り巻く問題について、２点お尋ねします。 初めに、学童保育の基準を定める条例についてですが。 学童保育は共働き、ひとり親家庭等の小学生が、学校がある日は放課後の時間を、そして学校が休業日の土曜日や長期休業日は、朝からの１日を過ごす施設であり、家庭と同じように過ごせる生活の場です。 子どもたちは、学校から「ただいま」と帰って来て、指導員は「おかえり」と子どもたちを迎えます。 全国学童保育連絡協議会が行った、学童保育実施状況調査では、小学校低学年の子どもたちは、年間１，６８０時間程度もの時間を学童保育で過ごしています。これは、小学校で過ごす時間よりも約４６０時間も多くなっています。 ２０１２年８月に成立した子ども・子育て関連三法は、保育の分野では、これまでの公的責任や最低基準、財政措置が後退するなど、大きな問題となっています。 学童保育については、制度が大きく変わることになりました。 子ども・子育て支援法では、学童保育を市町村が行う地域子ども・子育て支援事業を市町村事業として位置づけました。また、地域子ども・子育て支援事業計画の策定を市町村に義務付けました。 学童保育への補助金は、市町村の地域子ども・子育て支援事業計画に基づいて支出される交付金として出されることになりました。また、財源となる交付金は、国から市町村への直接補助となり、都道府県は予算の範囲内で補助する仕組みとなりました。 法律の附則に、指導員の処遇の改善、人材確保の方策の検討が盛り込まれました。つまり質の高い教育、保育、その他の子ども・子育ての支援を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等への処遇の改善に資するための施策の在り方、人材確保のための方策について、検討を加え、所要の措置を講ずることとなりました。 また、児童福祉法の改定では、対象児童を６年生までの小学生に引き上げる。国として、学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定める。指導員の資格と措置基準は、国が決めた基準に従って市町村の基準を定める。これは、最低基準とする。 それ以外の基準、開設日、開設時間、施設の基準などは、国の基準を斟酌して基準を定める。ただし、基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

	市町村長は、条例で決めた基準の維持のために、実施者に報告を求め、検査など行う。 市町村は、保護者が必要な利用ができるように、情報の収集提供、相談、助言、あつせん、調整などを行うとなっています。 この中で基準の条例は、2015年4月から本格施行となっていますが、条例策定の時期はいつ頃になるのか、お尋ねします。
議 長	こども課長
こども課長	学童保育の条例制定につきましては、国の指針等を踏まえて、原案検討等が最初の対応になりますので、私のほうから回答させていただきます。 議員の質問と一部重複するところがあるかと思いますが、学童保育の基準を定める条例の制定につきましては、昨年子ども・子育て関連三法が制定されましたが、その三法の1つ、正式な法律名は非常に長いものですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。この法律に基づきまして、児童福祉法が改正され、学童保育に関する新たな条項が加えられております。 加えられた条文の1つが、放課後児童健全育成事業の設置と運営について、条例で基準を定めなければならない。 もう1つが、条例を定めるにあたっては、従事する者及びその委員数については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。という規定になっております。 ここに示されております厚生労働省が定める基準等は、平成25年末までに省令の作成、公布をするというのが最新の情報でございます。 それに基づきまして、省令が示された後に、現在の利用状況等を踏まえまして、内容の検討を行い、平成26年の半ばには条例を制定しまして、次年度の運営に備える必要があるものというふうに考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	策定にあたっては、なによりも子どもたち保護者、指導員の声をもとに策定していただきたいと思います。 冒頭にも申し述べましたが、学童保育は放課後の子どもたちが安心して「ただいま」と言って帰って来られる居場所です。 働いている親にとっては、安心して働くことと子育てを両方できるかけがえのないところです。そして親も、学童保育所の運営にかかわり親同士が交流し合い、親としても成長できる、まさしく親育ちの場所であるということを申し述べ、次に進みます。 次に、夜須中グラウンドの部室裏側の住宅沿いに、防球ネットの設置をということで、お尋ねをいたします。 毎日子どもたちの若いはじける声がグラウンドを駆け巡っています。夜須中学校では、決して広々としたグラウンドとは言い難いグラウンドを、野球部、ソフトボール部、陸上部がお互い譲り合いながら、日々クラブ活動に汗を流しています。 野球部が北側、ソフトボール部が南側で、各々守備や打撃の練習に励んでいます。大きな当たりが出たときは、グラウンドを越え、外へ飛び出していくボールもあります。ご近所の地域の方々からも、何件か苦情も出ているとも伺っています。 幸い、今度給食センター跡地の夜須中のグラウンドの一部としてテニスコートに生まれ変わる予定になっています。そこには5mの防球ネットも布設されると伺っています。 部室南側の車道、民家の間には植栽はされているのですが、低い防護ネットがあるだけで、防球には役立っていません。

	また、以前、久保議員のほうからも出されていたと思いますが、プール横の、ちょうど防球ネットが途切れた先にも民家があり、何回かボールが家に入ってきているということです。 テニスコート整備と併せて、防球ネットを設置していただきたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご質問と少し重複するところもあるかもしれませんが、夜須中学校のグラウンド整備工事につきましては、本年度南側に面しています町道の拡幅工事と併せまして実施をいたします。 工事の時期につきましては、9月11日、先日ですが、昨日ですね、入札を行いましたので、本議会で契約の議決をいただいた日から、平成26年の2月14日までの工期を予定しております。 工事の主な内容につきましては、テニスコートの全天候型への整備をはじめ、駐輪場の一体化、学校敷地周りの防球ネットの整備や旧給食センター跡地の排水等の整備と併せ、現在のグラウンドとの一体化の整備を計画しているところです。 議員ご質問の防球ネットにつきましては、特に東側の道路沿いの部分につきましては、もう設計の段階で学校のほうからそういった要望も聞いておりましたので、現在ありますグラウンドの東側ですね、部室の辺りまでは5mの防球フェンスを設置する計画としております。 その部室の裏側より先、北側につきましては、既存のフェンスがあることから、一応計画よりは外しているところがございますが、議員がご質問にありましたようにですね、社会体育活動のソフトボールのボールが過去において、ソフトボール協会の役員さんにお尋ねしたところ、4年間で1回ですね、飛び込んだということで、おことわりをしたということを聞いております。 そういうことで、現場を検討しながらですね、現予算の範囲内で設置が可能であれば設置するということで、回答とさせていただきます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	子どもたちが心おきなくのびのびプレーができるよう、また、地域の方々にご迷惑をおかけしないためにも、1日も早い完成を願い、次に進みます。 次に、安心・安全のまちづくりについて、3点ほどお尋ねをいたします。 この3点とも、以前の議会質問での答弁を踏まえ、再度お尋ねをいたします。 まず、コスモスプラザ駐車場に夜間照明をということですが、これは、昨年3月議会のおりに質問し、すぐに取り組んでいただき、非常に助かっていたのですが、今年の7月30日、火曜日だったのですが、夜間会議室を利用させていただき、いざ帰るとき、8時過ぎでしたが、入口付近の照明しか点灯されておらず、駐車場付近は真っ暗でした。 先月8月30日金曜日は夜、消防団の方々がホールの外側で照明をつけての訓練をされていたので、不便は感じませんでした。 私は、月1回しか利用していませんので、他の日のことは分かりませんが、他の講座の受講の方からも、照明がついていなかったという話を伺っています。 夜間講座があっている日は、きちんと対応をしていただきたいと考えます。連絡体制はきちんと行われているのか、お尋ねをいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今回の質問を受けまして、私も一応、これにつきましてはですね、節電の関係もご

	ざいまして、休館日とかもう利用者がおられない日、それについては、あえて照明をつける必要はないというふうなことでございまして、手動で警備の方にしていただいております。 この質問を受けましてですね、一応確認を取りました。 そうしたところ、そういった場合にはつけておるといことも言われましたし、私も直接ですね、夜確認しました。その折はついておりました。 そういったこともございますが、今、議員も言われますように、ついていなかった日もあったということでございますので、再度ですね、確認をし徹底をしていきたいというふうに思います。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	本当に夜真っ暗な駐車場、いつ転ぶかも分かりません。今後とも安全に十分な配慮をお願いし、次の、職員の通勤者への任意保険加入について、お尋ねをいたします。 これは、昨年９月議会のおりに質問し、当時の総務課長から、大きな課題として、十分研究させてもらいたいと答弁をいただいたのですが、その後研究されたのか、お尋ねいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 職員が公務出張する際につきましては、やむを得ず自分の車を使う場合には、その使用者には必ずですね、一定基準以上の任意保険に加入して、それを届け出を出すようにということで、取り組んでいることにつきましては、先ほど言われましたように、以前、定例会のおりに回答したところでございますけれども。 通勤に使う私用車への任意保険加入についてはですね、民間の企業では、通勤に使う車については、任意保険証の写しを出して調査するということもあるというふうには聞いておりますけれども、本町では、まだそういう取り組みは行っておりません。 ただですね、私用車を公務出張に使う場合を想定し、多くの職員が任意保険証の写しをすでに提出してございまして、各課において管理をしている状況にございます。 そういったことから、実態としてはですね、概ね１００％私用車での通勤者はですね、任意保険に加入している状況にあると思われれます。 なお、出張は、公用車または公共交通機関を利用することが原則でありますけれども、私用車を使うことは、そういうことで、ほとんど稀にしかない状況が実態でございます。 ただ、地理的な状況もございまして、職員が通勤手段に私用車を使うというのが、それが一番多いわけでございますけれども、そういったこともあってですね、日頃から運転免許証等についてはですね、毎年各課長において職員への確認を行っております。 この車の保険については、当然、自賠責保険は法令上必ず加入をしなければなりません。今回ご質問の任意保険は、あくまでですね、自賠責保険の補填であるというふうに思います。お互いにですね、任意保険に加入しようというような呼び掛けはできると思いますけれども、あくまで任意ですので、通勤といえどもですね、強制的に加入させることは、できないというふうに判断をしておるところでございます。 それは、勤務中であればですね、強制に出来ますけれども、通勤途中は勤務時間外ということで、そこまでの強制力はですね、及ばないというふうに判断しておりますので、あくまでも呼びかけてですね、皆さんどうぞ入りましようということしか、そういった指導はできないというふうに考えているところでございます。以上でございます。
議 長	河内議員

河内議員	お尋ねしますが、労災は、通勤途上は出ないのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	労災、労働者災害補償保険法という法律がございますけれども、その中でですね、通勤中の労働者は使用者の支配下にないためですね、そういった適用は基本的にはないというふうにですね、法律上はそういうふうになっております。
議 長	河内議員
河内議員	以前にも申し述べましたが、万一事故が起こったとき任意保険に加入していれば、保険会社に相手側との対応は任せておくことができますが、加入していなければ、本人がすべて対応しないといけなくなってしまいます。住民サービスに支障を来すことになりかねません。 ほとんどの職員の方々、概ね100%入られている、という総務課長の回答でしたが、嘱託、臨時職員を含め、一度調査する必要があるのではと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほど申し上げましたように、確かにそういった危惧される面はあろうかとは思いますが、そこまで個人の通勤に対してですね、入り込んで、強制的に調査をするということがどうなのかな、というふうに思っておりますのでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	この件については、これでやめます。 次に、避難所に指定されている各施設への非常用備品について、お尋ねいたします。 これは、一昨年6月議会のおりに質問し、当時は本庁のみにされていた非常用備品も、現在は本庁と総合支所、また各自治公民館にも備えられるようになりました。 そこで、まずお尋ねしますが、各々どの程度の備品が備えられているのか、お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 最初に、本庁舎、総合支所についてですが。 役場本庁舎に一括して管理しておりました災害時の非常用備蓄品につきましては、その後議員ご指摘のように協議を行い、居住関係、衣類関係、食料、飲料水、日用品、家事用品、炊事用品ですね、医療器具、乳児用品、その他備蓄品45品目について、本庁舎2、総合支所1の割合で、分割して保管をしているところでございます。 また、備蓄品のストックの量につきましては、土砂災害危険個所の世帯数、人口等を図面上で洗い出して、その3割程度を目安にしております。300人の1日分ということになっております。 続いて、各自治公民館について、でございます。 平成23年度の、県の自主防災組織育成強化事業、この活用によって、各行政区により品目の違いはございますが、28行政区におきまして29品目が備えられ、保管管理されているという状況でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	ただ今課長の答弁では、28行政区に備えられているということでしたが、残りの23行政区についてはどうなっているのでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	残りの行政区ということでございますけれども、こちらの残りの行政区につきましては、元々それぞれ独立した行政区ということで、それぞれの行政区の判断によって、

	そのような県の補助事業があったタイミングで、かなりのいろんな制約なり取り決め、要綱等をちゃんと作っておきなさいとか、いろんな取り決めがあるんですけども、それをクリアしてでもちゃんと備えておきたいという行政区もありますし、当然、地形的に、また社会的条件、そういったもので、それぞれ行政区の判断で違うと思われます。 当然、中山間地域とか土砂災害指定地域が含まれているところ、または、中小河川もほとんどないと、そしてなおかつ物資等もいろんなお店が周りにあって、もしものときも備えられるということで、それぞれの行政区で判断状況が異なると考えております。 その中で、それぞれの行政区がそのような補助を活用してやろうとか、そういった補助事業がなくてもやろうという行政区も、当然それ以前にあるわけですから、そのトータルで28行政区が備蓄品をされているという状況でございます。
議 長	河内議員
河内議員	各小中学校は町の避難所として指定されているわけですが、学校施設には備品が備わっていないようです。 どうして備えていないのか、理由をお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、現状では避難所に指定されております6カ所の小中学校の体育館には、非常用の備品、備蓄品等は備えていないのが現状でございます。 その備えていない理由といたしまして、当然、協議等は行っておるんですけども、保管する上で、間仕切りパネル等のスペースを取るもの、それから飲料水などの重いもの、当然2千本とかあれば、それだけでもう2tということになりますので、当然棚に置いておくとたわみも生じると。 それから、購入年月日とか保存期限、それから期限切れのときの廃棄方法、それから有効活用方法。 例えば、5年の期限があったときに、その前年ぐらいに、そういった訓練で利用させていただく、活用させてもらうとか、そんないろんなアイデアを出しながら、今、協議を行っておるんですけども。 当然、定期的な管理が必要になると。それから、対象人員数と期間次第では、新たな保管場所の確保が必要になると。 今現在、300人の1日分ということでございますけれども、当然、この調査いたしました約900人の、例えば1週間分と想定した場合に、現在の保管している21倍の保管場所と管理体制が必要になってくるということで、さらに各小中学校に分散した場合に、保管場所と維持管理体制など、大きな課題があります。 したがいまして、現時点では教育委員会部局と協議検討を続けていくのはもちろんでございますけれども、町の備蓄、それから町民とか町内の事業所の備蓄、さらには災害時の物資供給協定、このような締結の推進等、複合的に図って、そういったもの、備蓄等を合理的に考えていきたいと。そのような基本的な考え方、方向性をもっておるということでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	保管管理上問題があるということですが、町が避難所として指定しているわけですから、そこは知恵を絞って、少なくとも最低限の備えはしていただきたいと考えますが、再度見解をお尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。

	議員ご指摘のように、何日間分とかどれぐらいの規模、当然市町村によって、例えば太平洋側の道路も1、2本しかないようなところ、それから社会条件とか、いろいろな条件によって、それぞれのまず市町村ごとに状況が異なるということもございます。 そしてなおかつ、今度は町内の中でも、当然、今現在筑前町には、ああいったリアス式海岸のところみたいに、国県道が1本ぐらいしかない、JRとか1本しかないとか、そういうところではなくて、大体平坦部のところに人口のほとんどが集中しているということで、大体状況が異なると。 当然、橋を渡る橋も、曾根田川とか草場川とかも、大体大きな橋が10本以上あるということで、そしてなおかつ、その道が安全かどうかというのも確認しなきゃいけないと。 そういったのを総合的に、複合的に考えないと、すぐに例えば体育館、確かにご指摘のとおり6カ所指定されております。その災害の種類にもよると考えております。 当然、筑前町には幸いにして地下に活断層もございませんけれども、遠いところに警固断層とか西山断層とか耳納断層とかいろいろございます。 その影響で、過去、筑前町が50年に1回の災害を想定するのか、100年に1回の災害を想定するのか、それによってもまた異なってくると思われまふ。 そういったのを総合的に検討しながら、議員ご指摘のどれぐらい増やしていくのか、そして保管場所、当然体育館ですので、常に小中学生が中でいろんな行事をやっていると。その中で邪魔にならないスペースがあるのかなのか、そういったところまで確認しないといけませんので、今現在、昨年見直しました地域防災計画、これに沿いまして、研究、検討を行っておるという状況でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	二百十日も過ぎ、いよいよ本格的な台風到来シーズンを迎えます。災害はいつ起こるかも予想できませんし、近年は想定外の災害も頻繁に発生しています。 昔の人は言っています。「備えあれば憂いなし」と。今後とも災害に強いまちづくり、安心・安全のまちづくりに、大いに手腕を発揮していただくことをお願いし、次に移ります。 最後に、道州制導入について、お尋ねします。 本定例会初日に、発議6号「道州制導入に断固反対する意見書」が、道州制導入を重点政策として掲げている公明党議員が賛成討論を行う中、全会一致で可決され、各関係機関に送付されることになりました。 全国町村会は、平成20年の全国町村長大会決議以来、一貫して反対してきています。4月10日には、衆参すべての国会議員に宛てて、道州制反対の書簡を配布し、大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大すると指摘し、道州と住民の距離が遠くなって、住民自治が埋没する懸念さえあると警鐘を鳴らしています。 道州制導入に対する町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私は、まず、現在の道州制ありきの導入論には反対であります。 また、先ほど申されましたように、全国町村会の反対決議にも、私は賛同いたしました。 その理由を3点述べたいと思います。 まず1番に、筑前町は合併して、今9年目でございます。来年度10年目の節目の年には、合併検証を行いまして、今後のまちづくりを議論しなければなりません。 そのことが筑前町の、地方自治体のあるべき姿を求めることになると思われます。

	私は、地方分権、地域主権には賛成ですけれども、国が今、提出しようとしている道州制には賛成できません。 2点目です。 道州制は、県の事務を基礎自治体に承継させようとするものですけれども、それができない小規模自治体は自主的な再編と称して合併を強いられることになろうかと考えられます。その基礎自治体の規模は、30万人規模が想定されているやに聞き及んでおります。 9年前の本町の合併の経緯から見ても、そのような机上論で住民の方々が納得する、私どもも納得できるとは到底考えておりません。 3点目です。 今、国が考えています道州制と地方分権改革は、似て非なるものだと思います。我々は補完性の原理、近接性の原理の基づく地方分権を目指しています。 行政は、自助、共助、公助の原理で進めます。コミュニティがあつて、できないところは地方行政が、それができないところは国が行う。 今回の道州制は、国の都合、特に財政事情によって提起されようとしています。 特に、税財政議論がなされていないということです。地方への税源移譲は、地方交付税のあり方についての議論が見えていないということでございます。 さらに東京オリンピックが開催されます。 さらに都市化が東京に、様々な権限、税源等が集中するかとも思われます。そういったことからしても十分な議論が必要だと考えます。 このようなことから、国の道州制の取り組みについては、反対いたします。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	農山漁村を中心とする小規模市町村は、これまで食料供給、国土保全や自然災害への対策、地場産業の育成や伝統文化の継承など、様々な面で国民生活を支えてきました。 農山漁村における住民自治の砦でもいわれる町村をはじめ、こうした小規模市町村の消滅は、日本社会そのものをかつてないほどの危機に陥れるものです。 道州制による地方の大再編とは、自治体が住民から遠くなり、地方自治を変質、破壊し、自治体を自治体でなくすものであるということを申し述べ、私の質問を終わります。
議 長	これにて13番 河内直子議員までの一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日は、これにて散会いたします。 どうもお疲れ様でございました。 (14:45)